

【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成22年3月19日提出 |
| 【発行者名】 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 執行役社長 吉川 淳 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋一丁目12番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号 |
| 【電話番号】 | 03-3241-9511 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | ノムラ・ジャパン・バリュー・オープン(野村SMA向け) |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 | 継続募集額(平成22年3月20日から平成23年3月18日まで) 1兆円を上限とします。 *なお、継続申込期間(以下「申込期間」といいます。)は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ノムラ・ジャパン・バリュー・オープン(野村SMA向け)

(以下「ファンド」といいます。なお、「ノムラ・ジャパン・バリュー SMA」と称する場合があります。)

ファンドは、SMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)に係る契約に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。ファンドを購入できる投資者については、後述の「(12)その他 申込みの方法」をご参照ください。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り1円です。

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の基準価額 とします。

なお、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

1円以上1円単位

(7)【申込期間】

平成22年3月20日から平成23年3月18日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9)【払込期日】

取得申込日から起算して5営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込みの方法

受益権の申込みを行なう投資者は、販売会社所定の方法で申込みを行ないます。

ファンドは、SMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)に係る契約に基づいて、SMA取引口座の

資金を運用するためのファンドです。

ファンドの買付けの申込みを行なう投資家は、販売会社にSMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)取引口座を開設した者等に限るものとします。

当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、SMA(セパレトリー・マネージド・アカウント)に係る契約に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

中長期的にTOPIX(東証株価指数)を上回る投資成果を目指して、積極的に運用します。

・ファンドはTOPIX(東証株価指数)をベンチマークとします。

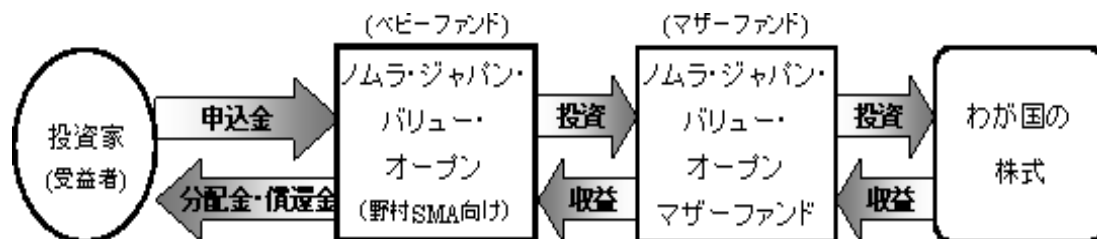
長期的視野に立った「プライス/バリュート投資」を行ないます。

・「プライス/バリュート投資」とは、運用担当者が考える将来の収益力に裏打ちされた企業の潜在的な投資価値(=バリュー)と、その企業に対する市場の評価である株価(=プライス)とを比較し、他の銘柄に比べて相対的に割安な銘柄に投資する手法です。

ファンドは、「ノムラ・ジャパン・バリュートオープン マザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」といいます。)とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

《ファミリーファンド方式について》

ファンドは「ノムラ・ジャパン・バリュートオープン マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



マザーファンドの運用の方針等については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。

ファンドは、マザーファンドのほかに、直接株式に投資する場合があります。

受益権の信託金限度額は、5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通り

です。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（ノムラ・ジャパン・バリュール・オープン（野村SMA向け））

《商品分類表》

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 |
| | 海外 | 債券 |
| 追加型 | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

《属性区分表》

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|----------|------|-------------|------------------|
| 株式 | 年1回 | グローバル | |
| 一般 | | | |
| 大型株 | 年2回 | 日本 | |
| 中小型株 | 年4回 | 北米 | ファミリー ファンド |
| 債券 | | 欧州 | |
| 一般 | 年6回 | | |
| 公債 | (隔月) | アジア | |
| 社債 | | オセアニア | |
| その他債券 | 年12回 | 中南米 | |
| クレジット属性 | (毎月) | アフリカ | |
| () | 日々 | 中近東 (中東) | ファンド・オブ・ ファンズ |
| 不動産投信 | その他 | エマージング | |
| () | () | | |
| その他資産 | | | |
| (投資信託証券) | | | |
| (株式一般) | | | |
| 資産複合 | | | |
| () | | | |
| 資産配分固定型 | | | |
| 資産配分変更型 | | | |

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(平成21年9月16日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む、以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載が

あるものをいう。

- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

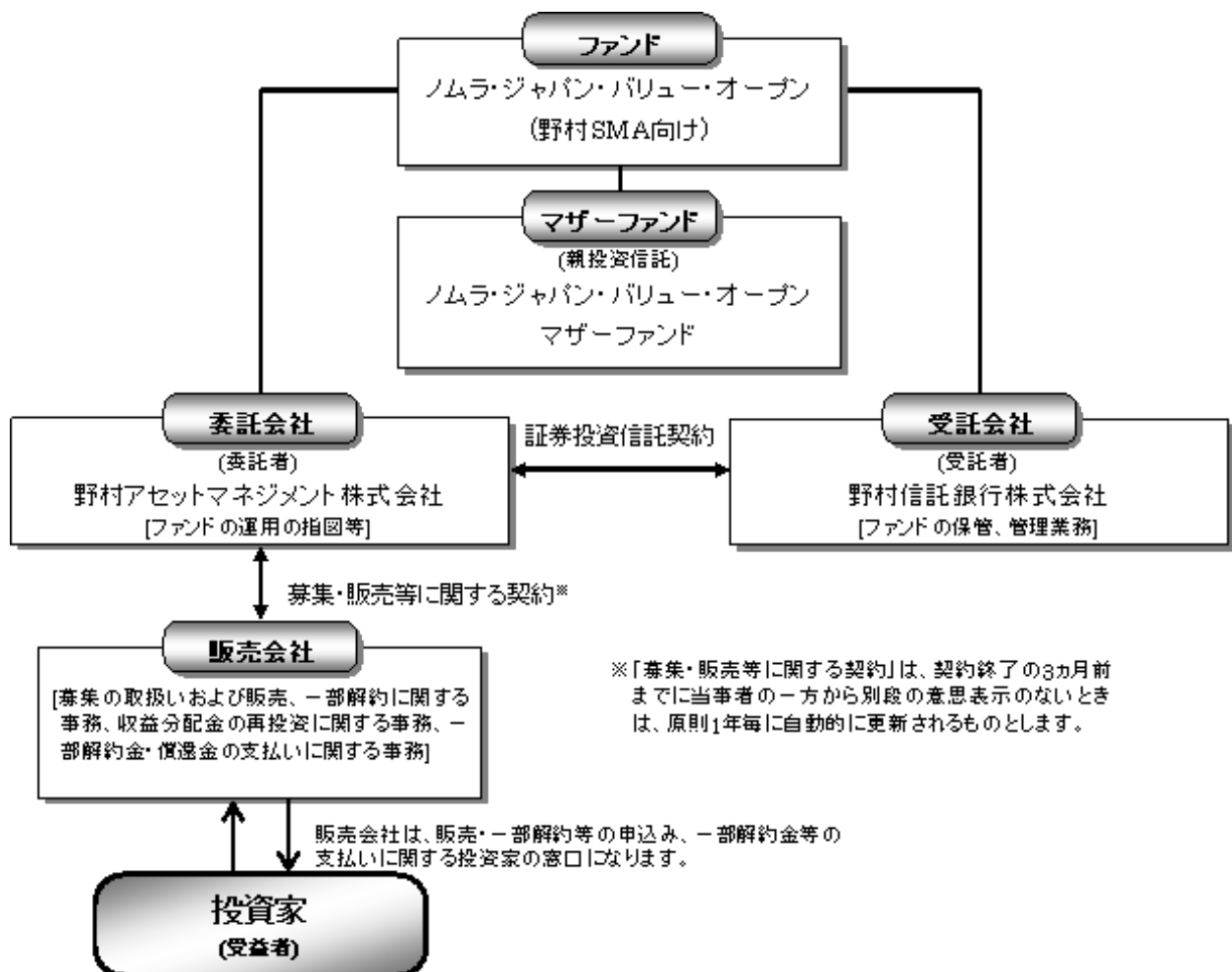
[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

〔特殊型〕

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの仕組み】



委託会社の概況

委託会社

- ・名称
野村アセットマネジメント株式会社
- ・本店の所在の場所
東京都中央区日本橋一丁目12番1号
- ・資本金の額
平成22年1月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

| | |
|-------------------|---|
| 昭和34年(1959年)12月1日 | 野村証券投資信託委託株式会社として設立 |
| 平成9年(1997年)10月1日 | 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更 |
| 平成12年(2000年)11月1日 | 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更 |
| 平成15年(2003年)6月27日 | 委員会等設置会社へ移行 |

・大株主の状況(平成22年1月末現在)

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|----------------|------------------|------------|------|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 5,150,693株 | 100% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1]わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、中長期的にTOPIX(東証株価指数)を上回る投資成果を目指して、積極的に運用します。

TOPIXとは東証株価指数のことで、東京証券取引所が発表している東証一部上場全銘柄の時価総額指数です。

ファンドはTOPIX(東証株価指数)をベンチマークとします。

なお、わが国株式市場の構造変化等によっては、今後ベンチマークを見直す場合があります。

株式の実質的な組入にあたっては、フルインベストメントを基本とします。ただし、投資環境、資金動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した際には先物取引の利用も含めて株式の実質組入比率を引き下げることがあります。

銘柄母集団は、わが国の株式の中から将来の企業収益予想の基礎となる情報が相対的に豊富と考えられる東証一部上場銘柄を主体とした銘柄とします。銘柄母集団は運用担当者の判断で見直す場合があります。

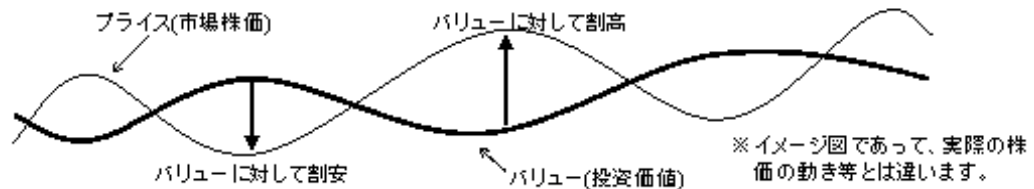
組入銘柄については、適宜見直しを行いません。

[2]長期的視野に立った「プライス/バリュート投資」を行いません。

株式への投資にあたっては、長期的視野に立って、将来の企業収益予想等に基づいて算出される投資価値からみて、株価が他の銘柄に比べて相対的に割安な銘柄を判断する「プライス/バリュート投資」の考えを基に組入銘柄を選定し、業種分散等も考慮のうえ、ポートフォリオを構築することを基本とします。

「プライス/バリュート投資」の考え方

- ◆「株式にはマーケットでついでいる株価とは別に、投資価値というもう一つの価格がある」
- ◆「株価と投資価値は一時的に大きく乖離することがあっても、長期のトレンドで見れば、株価は投資価値の水準に戻っていく」と考えます。
- ◆『プライス／バリュート投資』ではバリュート投資の考え方をベースに、株式に対する二つの価格「株価」と「投資価値」の乖離（割安性）に注目した投資を行ないます。



「プライス／バリュート投資」の特徴

<1>投資価値と株価とを比較して割安なものに投資します。

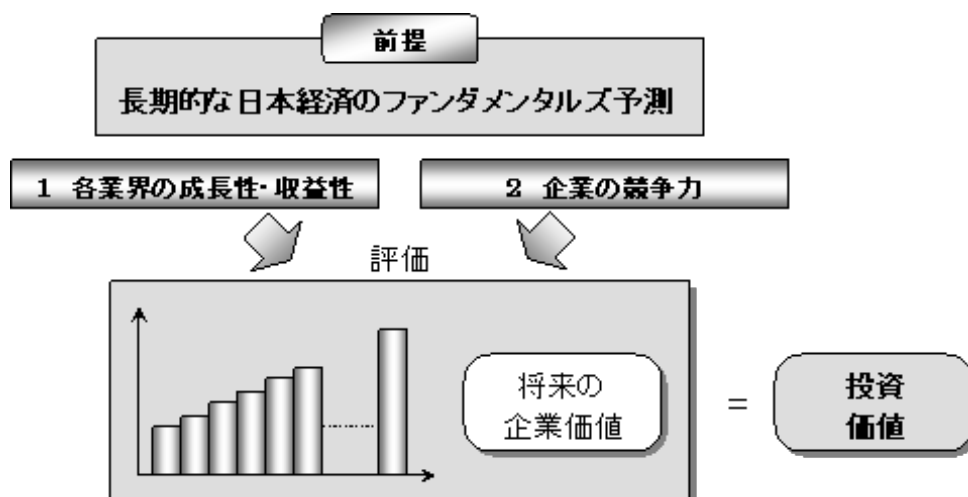
企業の潜在的な投資価値（＝バリュート）とその企業に対する市場の評価である株価（＝プライス）とを比較し、他の銘柄に比べて相対的に割安な銘柄に投資します。

運用担当者が考える投資価値であって、投資価値が予めわかっているわけではありません。また、将来の株価上昇およびファンドの投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

<2>運用担当者が考える将来の収益力まで評価した投資価値を算出します。

「プライス／バリュート投資」では、短期的な業績だけでは正確に企業の本質的な価値を評価することは困難と考え、「企業が将来にわたって生み出す収益」を投資価値だと考えて、企業の潜在価値を評価します。

投資価値の算出は、運用担当者独自の業績予想・分析手法で、長期的な日本経済のファンダメンタルズ予測を前提に各業界の成長性・収益性を評価、企業の定性的な競争力の評価を数値化し、企業の将来収益を予測、投資価値の推定を行ないます。



バリュート投資とは

一般的には、企業の収益力、資産価値等と比べて、株価が割安と判断される銘柄へ投資するスタイルをいいます。その割安性は通常PER(株価収益率)やPBR(株価純資産倍率)および配当利回り等の指標で計測されます。

<3>具体的な投資価値を算出、明確に割安性を判断します。

市場株価1,000円に対して投資価値1,200円というように具体的な投資価値を算出、銘柄母集団の銘柄それぞれについて割安度(プライス/バリュート・レシオ=PVR)を求めます。プライス/バリュート・レシオと市場株価(プライス)と投資価値(バリュート)の関係は、下記の式のようになり、ランキングすることによって、相対的に割安な銘柄を見つけます。

$$\text{割安度} = \frac{\text{プライス}}{\text{バリュート}}$$

(プライス/バリュートレシオ=PVR) (市場株価) (投資価値)

[3]ポートフォリオ全体のリスク・コントロールを重視した運用を行ないます。

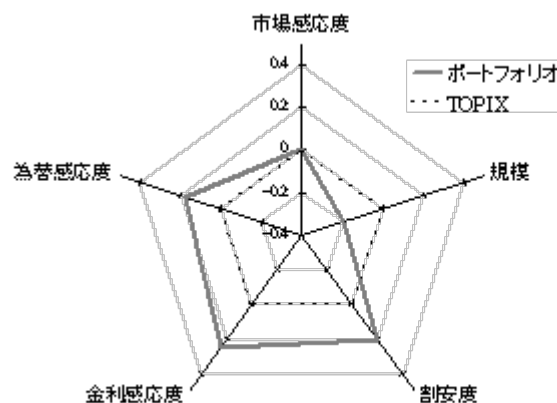
リスク・コントロールとはリスクを最小化することではなく、自信のないリスク(つまり高いリターンとなるという自信が持てないリスク)は出来るだけ取らないということと、当初の予想が外れた場合にいかに対処するか準備しておくことです。

ファンドにおけるリスク・コントロールは、TOPIXに対し安定した超過収益を獲得することを目指したポートフォリオ特性の管理を行なうことで、リスク分析とリスク調整の2つを行ないます。

個別銘柄は業種や金利・為替などの様々なリスクを持っています。同様にポートフォリオも様々なリスクを持っています。リスクとは簡単に言えば、プラスに貢献するのかマイナスの影響になるのか不確実であるということです。

〔1〕ポートフォリオのリスク分析

ポートフォリオのリスク分析では、主にポートフォリオが持つ各リスク(市場感応度、規模、割安度、金利感応度、為替感応度など)がTOPIXの持つ各リスクと比べてどの程度乖離しているか、ファンダメンタルズ予想からみて運用担当者が意図する適切なリスクになっているか、個別リスクに対して過度のリスクを取っていないか分析を継続して行ないます。



各特性値は、ポートフォリオのリスク指標として利用されるものでTOPIXに対する相対値です。ゼロの時、TOPIXと同じリスクと考えます。

(注)上の図のモデルポートフォリオは、説明を行なうために想定されたものであり、現実の運用又は目標とは必ずしも一致しません。また、同様にわかりやすくする為に簡略化してあります。

〔2〕ポートフォリオのリスク調整

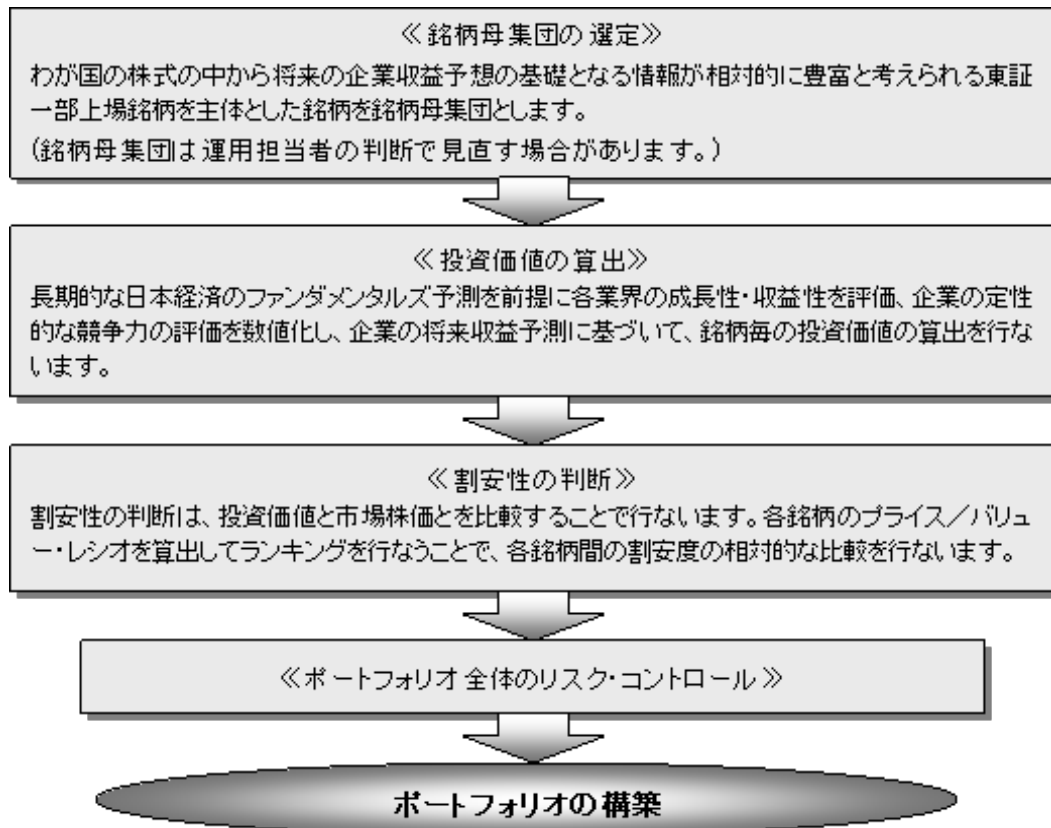
ポートフォリオのリスクの調整というのは、TOPIXを上回ることを目指す為に運用担当者が想定するファンダメンタルズからみて適切と考える範囲内にリスクを調整する運用です。割安度ランキング、規模、為替、業種等のリスクなどを勘案して、個別銘柄の保有比率を変えたり、銘柄を入れ替えることで、ポートフォリオ全体の持つ各リスクを調整し、運用担当者が意図するポートフォリオ特性に合わせる運用です。

| 銘柄 | 投資比率 | 割安度 ランキング | 規模 | 為替 | 業種 |
|---------|------|--------------|-------------------------|----|----|
| A社 | 1.9% | 15 | 小型 | 円高 | 建設 |
| B社 | 0.9% | 39 | 小型 | 中立 | 鉄鋼 |
| C社 | 1.3% | 48 | 中型 | 円安 | 電機 |
| D社 | 1.9% | 72 | 大型 | 円安 | 機械 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| ポートフォリオ | 100% | 割安 | 総合的にポートフォリオ全体の持つ各リスクを調整 | | |

(注)上の表のモデルポートフォリオは、説明を行なうために想定されたものであり、現実の運用又は目標とは必ずしも一致しません。また、同様にわかりやすくする為に簡略化してあります。

[4]東証一部上場銘柄を主体とした銘柄の中から、「プライス/バリュート投資」の考え方をベースに、リスク・コントロールも重視しながら銘柄を選定し、ポートフォリオを構築します。

ポートフォリオ構築のプロセス



(注)上記はポートフォリオの構築についてわかりやすく説明する為に簡略化したものです。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「ノムラ・ジャパン・バリュー・オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式に投資する場合があります。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

投資の対象とする資産の種類(約款第17条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投

- 資制限 及び 」に定めるものに限り、)に係る権利
- 八. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 二. 金銭債権(イ及び八に掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるノムラ・ジャパン・バリュー・オープンマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限り、)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、第2号から第6号までの証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券(外国または外国の者が発行する本邦通貨表示の証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。 以下同じ。)
9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
11. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち、第2号から第5号までの証券または証書の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第18条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

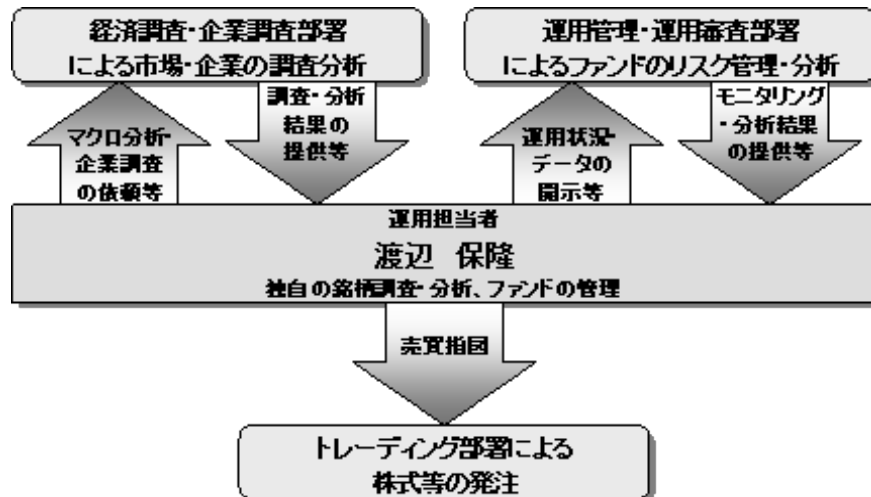
- 1.預金
- 2.指定金銭信託(上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3.コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

- 1.先物取引等
- 2.スワップ取引

(3) 【運用体制】

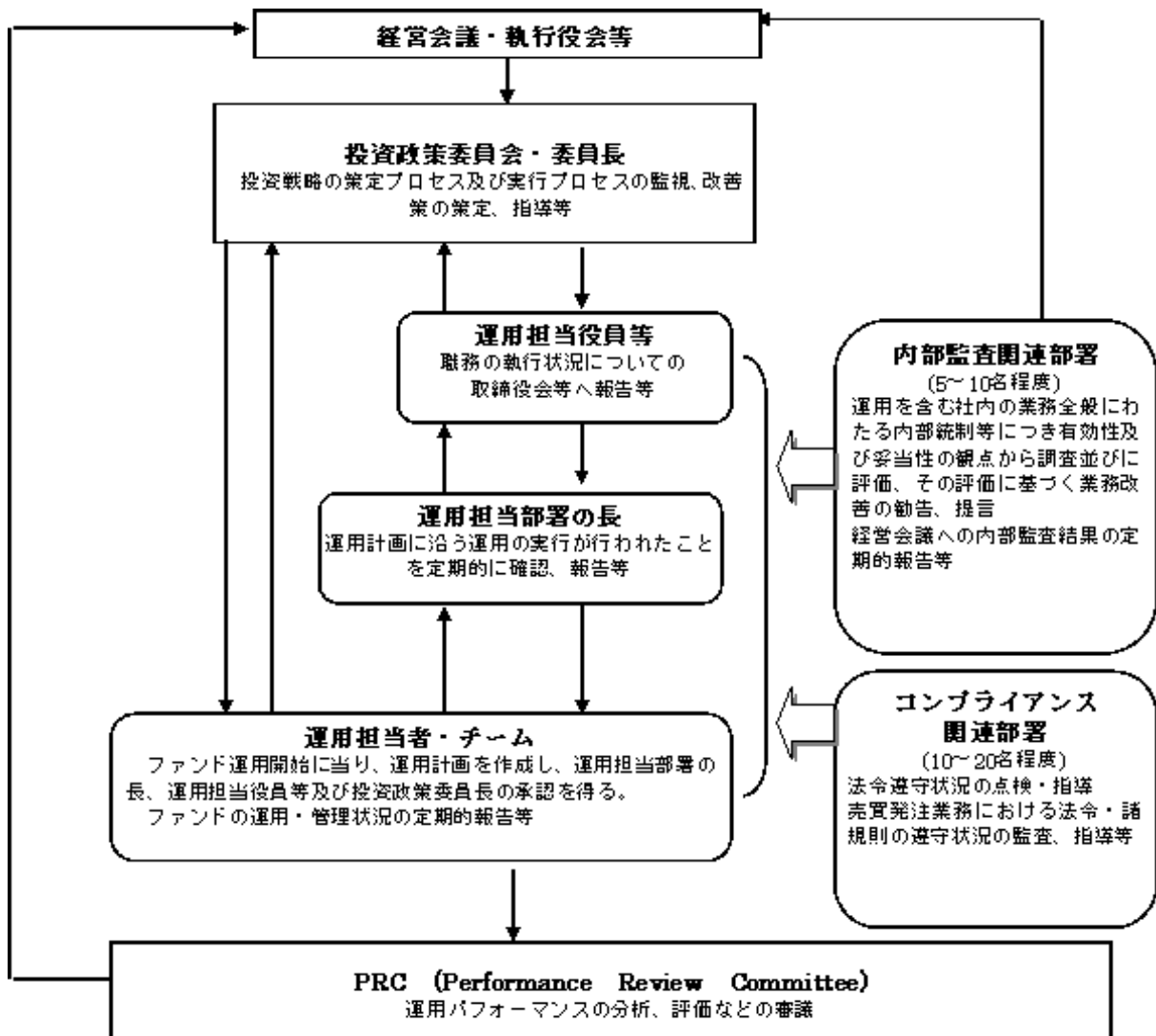
ファンドの運用体制は以下の通りです。



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70(受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準)に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は平成22年3月19日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

ファンドの決算日

原則として**毎年12月25日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

投資信託証券への投資割合

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資は行ないません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第24条)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。))ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等(株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。)ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

- 2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第25条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

投資する株式等の範囲(約款第21条)

- ()委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内(新株引受権証券および新株予約権証券については、運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。)で、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよびわが国の金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債 への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

信用取引の指図範囲(約款第23条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第27条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式お

よび公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第34条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ()委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- ()当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

(参考)マザーファンドの概要

「ノムラ・ジャパン・バリュース・オープン マザーファンド」

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

中長期的にTOPIX(東証株価指数)を上回る投資成果を目指して、積極的に運用します。

株式への投資に当たっては、将来の企業収益予想等に基づいて測定される投資価値からみて、市場価格(株価)が他の銘柄に比べて相対的に割安と判断される銘柄を選定し、業種分散等も考慮のうえ、ポートフォリオを構築することを基本とします。

組入銘柄については、適宜見直しを行ないます。

株式の組入に当たっては、フルインベストメントを基本とします。

非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

主な変動要因

[株価変動リスク]

ファンドは、実質的な株式の組入れを高水準(フルインベストメント)とすることを基本としますので、株価変動の影響を大きく受けます。

その他の変動要因

[信用リスク]

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。

[有価証券の貸付等におけるリスク]

有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

市場の急変時等には、前記の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。

コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

ファンドの分配金は前記の「分配方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

ファンドは、TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとしていますが、ベンチマークはわが国株式市場の構造変化等によっては、今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行いません。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、株式などの値動きのある証券等に投資しますので基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

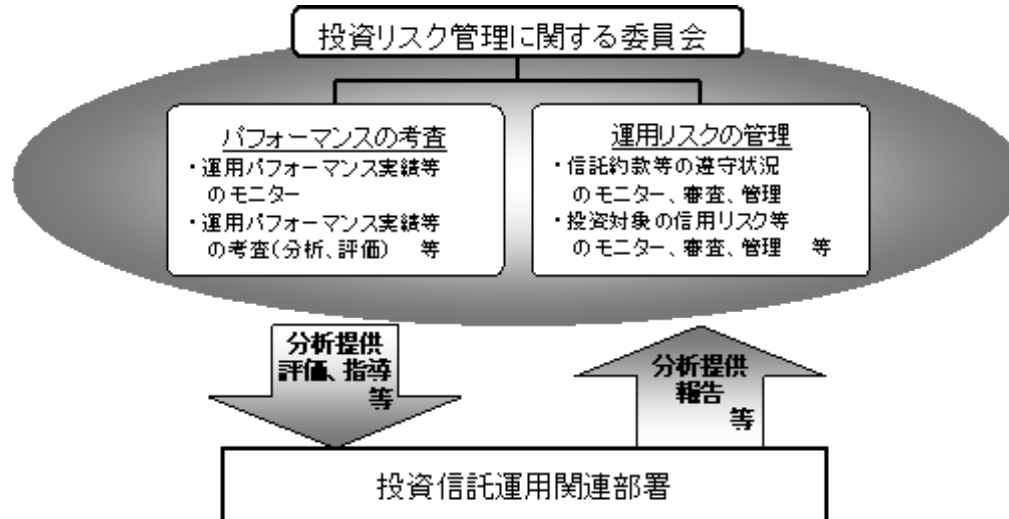
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行います。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は平成22年3月19日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の91.35(税抜年10,000分の87)以内の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

| < ファンドの純資産総額 > | < 委託会社 > | < 販売会社 > | < 受託会社 > |
|--------------------|-------------|------------|-------------|
| 250億円以下の部分 | 年10,000分の72 | 年10,000分の5 | 年10,000分の10 |
| 250億円超500億円以下の部分 | 年10,000分の74 | 年10,000分の5 | 年10,000分の8 |
| 500億円超750億円以下の部分 | 年10,000分の71 | 年10,000分の5 | 年10,000分の6 |
| 750億円超1,000億円以下の部分 | 年10,000分の72 | 年10,000分の5 | 年10,000分の5 |
| 1,000億円超の部分 | 年10,000分の67 | 年10,000分の5 | 年10,000分の5 |

ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

(4)【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用はファンドから支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

平成23年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

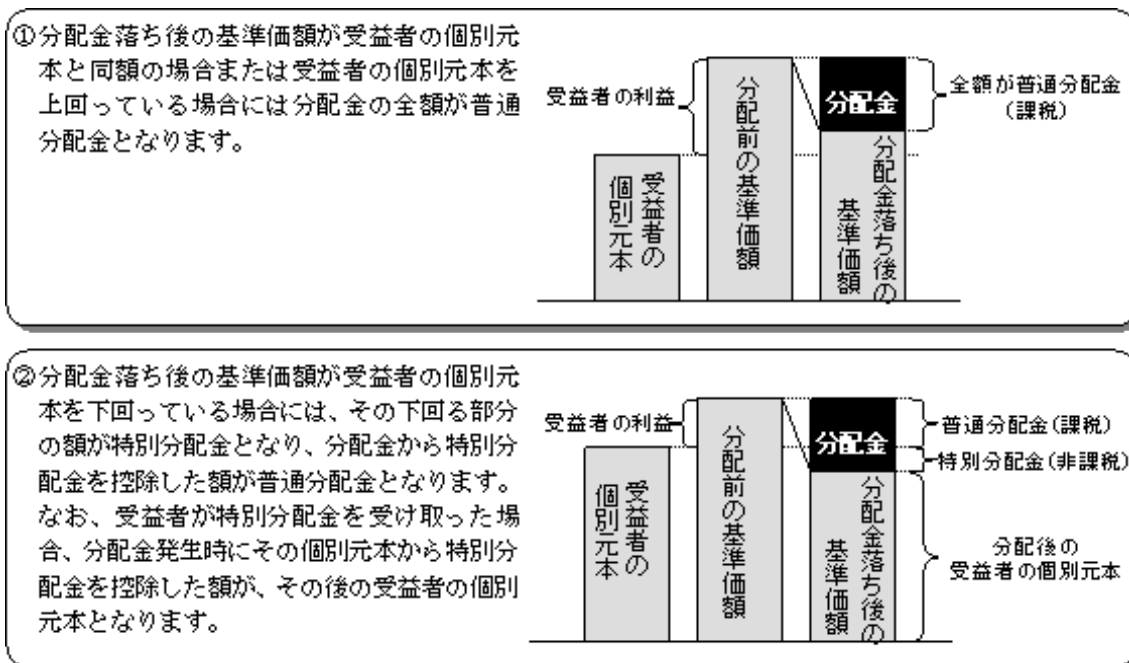
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合な

どには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

（ご参考）

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

| 時期 | 項目 | 費用 | 税金 |
|----------------|---------|-----------------------|----|
| 換金時 （解約請求制） | 信託財産留保額 | 1万口につき 基準価額に対し0.3% | |

| 時期 | 項目 | 費用 | 税金 |
|----------------|-----------|----|--|
| 分配時 | 所得税および地方税 | | 普通分配金×10% ¹ |
| 換金時 （解約請求制） | 所得税および地方税 | | 換金時の差益（譲渡益） ² に対して10% ¹ |
| 償還時 | 所得税および地方税 | | 償還時の差益（譲渡益） ² に対して10% ¹ |

¹ 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。

² 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成22年1月29日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|---------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 1,251,706,166 | 99.40 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 7,498,767 | 0.59 |
| 合計(純資産総額) | | 1,259,204,933 | 100.00 |

<ご参考>

「ノムラ・ジャパン・バリュウ・オープン マザーファンド」

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|---------------|---------|
| 株式 | 日本 | 8,054,408,500 | 98.51 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 121,295,406 | 1.48 |
| 合計(純資産総額) | | 8,175,703,906 | 100.00 |

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 | 簿価 | 評価 | 評価 | 投資 |
|----|------|----------|---------------------------|---------------|--------|---------------|--------|---------------|-------|
| | | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | |
| | | | | | (円) | (円) | (円) | (円) | (%) |
| 1 | 日本 | 投資信託受益証券 | ノムラ・ジャパン・バリュウ・オープンマザーファンド | 1,334,014,885 | 0.9210 | 1,228,627,710 | 0.9383 | 1,251,706,166 | 99.40 |

<ご参考>

「ノムラ・ジャパン・バリュウ・オープン マザーファンド」

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 簿価 | 簿価 | 評価 | 評価 | 投資 |
|----|------|----|--------|--------|---------|-----------|-------------|-----------|-------------|------|
| | | | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | |
| | | | | | (円) | (円) | (円) | (円) | (%) | |
| 1 | 日本 | 株式 | ヤフー | 情報・通信業 | 10,248 | 27,990.00 | 286,841,520 | 34,250.00 | 350,994,000 | 4.29 |
| 2 | 日本 | 株式 | 伊藤忠商事 | 卸売業 | 464,000 | 679.00 | 315,056,000 | 708.00 | 328,512,000 | 4.01 |
| 3 | 日本 | 株式 | オービック | 情報・通信業 | 19,410 | 15,160.00 | 294,255,600 | 16,880.00 | 327,640,800 | 4.00 |
| 4 | 日本 | 株式 | 日本電信電話 | 情報・通信業 | 85,500 | 3,680.00 | 314,640,000 | 3,810.00 | 325,755,000 | 3.98 |
| 5 | 日本 | 株式 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 84,700 | 3,850.00 | 326,095,000 | 3,490.00 | 295,603,000 | 3.61 |
| 6 | 日本 | 株式 | 昭栄 | 不動産業 | 403,800 | 708.00 | 285,890,400 | 704.00 | 284,275,200 | 3.47 |

| | | | | | | | | | | |
|----|----|----|-------------------|---------|---------|------------|-------------|------------|-------------|------|
| 7 | 日本 | 株式 | アスクル | 小売業 | 170,600 | 1,697.31 | 289,562,383 | 1,653.00 | 282,001,800 | 3.44 |
| 8 | 日本 | 株式 | トレンドマイクロ | 情報・通信業 | 81,700 | 3,510.00 | 286,767,000 | 3,350.00 | 273,695,000 | 3.34 |
| 9 | 日本 | 株式 | KDDI | 情報・通信業 | 574 | 491,000.00 | 281,834,000 | 476,500.00 | 273,511,000 | 3.34 |
| 10 | 日本 | 株式 | エヌ・ティ・ティ・ドコモ | 情報・通信業 | 1,977 | 130,200.00 | 257,405,400 | 135,300.00 | 267,488,100 | 3.27 |
| 11 | 日本 | 株式 | イオンクレジットサービス | その他金融業 | 276,100 | 910.00 | 251,251,000 | 934.00 | 257,877,400 | 3.15 |
| 12 | 日本 | 株式 | 住友化学 | 化学 | 617,000 | 395.00 | 243,715,000 | 407.00 | 251,119,000 | 3.07 |
| 13 | 日本 | 株式 | 三井物産 | 卸売業 | 180,800 | 1,292.00 | 233,593,600 | 1,332.00 | 240,825,600 | 2.94 |
| 14 | 日本 | 株式 | 損害保険ジャパン | 保険業 | 400,000 | 597.00 | 238,800,000 | 591.00 | 236,400,000 | 2.89 |
| 15 | 日本 | 株式 | 日本ゼオン | 化学 | 507,000 | 426.00 | 215,982,000 | 446.00 | 226,122,000 | 2.76 |
| 16 | 日本 | 株式 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 銀行業 | 432,600 | 461.00 | 199,428,600 | 468.00 | 202,456,800 | 2.47 |
| 17 | 日本 | 株式 | クレディセゾン | その他金融業 | 170,300 | 1,056.00 | 179,836,800 | 1,124.00 | 191,417,200 | 2.34 |
| 18 | 日本 | 株式 | オリックス | その他金融業 | 27,670 | 6,500.00 | 179,855,000 | 6,800.00 | 188,156,000 | 2.30 |
| 19 | 日本 | 株式 | 本田技研工業 | 輸送用機器 | 60,900 | 3,100.00 | 188,790,000 | 3,075.00 | 187,267,500 | 2.29 |
| 20 | 日本 | 株式 | 武田薬品工業 | 医薬品 | 47,000 | 3,810.00 | 179,070,000 | 3,970.00 | 186,590,000 | 2.28 |
| 21 | 日本 | 株式 | 横浜ゴム | ゴム製品 | 528,000 | 399.00 | 210,672,000 | 343.00 | 181,104,000 | 2.21 |
| 22 | 日本 | 株式 | フジ・メディア・ホールディングス | 情報・通信業 | 1,311 | 131,800.00 | 172,789,800 | 135,800.00 | 178,033,800 | 2.17 |
| 23 | 日本 | 株式 | アステラス製薬 | 医薬品 | 49,200 | 3,420.00 | 168,264,000 | 3,340.00 | 164,328,000 | 2.00 |
| 24 | 日本 | 株式 | 新日本石油 | 石油・石炭製品 | 348,000 | 417.00 | 145,116,000 | 423.00 | 147,204,000 | 1.80 |
| 25 | 日本 | 株式 | 日本通運 | 陸運業 | 383,000 | 377.00 | 144,391,000 | 380.00 | 145,540,000 | 1.78 |
| 26 | 日本 | 株式 | 三井住友フィナンシャルグループ | 銀行業 | 49,000 | 2,759.09 | 135,195,756 | 2,935.00 | 143,815,000 | 1.75 |
| 27 | 日本 | 株式 | 三菱商事 | 卸売業 | 61,500 | 2,270.00 | 139,605,000 | 2,187.00 | 134,500,500 | 1.64 |
| 28 | 日本 | 株式 | 良品計画 | 小売業 | 30,900 | 3,290.52 | 101,677,338 | 3,845.00 | 118,810,500 | 1.45 |

| | | | | | | | | | | |
|----|----|----|-------|-------|---------|----------|-------------|----------|-------------|------|
| 29 | 日本 | 株式 | 青山商事 | 小売業 | 90,600 | 1,247.44 | 113,018,134 | 1,256.00 | 113,793,600 | 1.39 |
| 30 | 日本 | 株式 | ニチイ学館 | サービス業 | 129,600 | 818.00 | 106,012,800 | 838.00 | 108,604,800 | 1.32 |

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|----------|----|---------|
| 投資信託受益証券 | | 99.40 |
| 合計 | | 99.40 |

<ご参考>

「ノムラ・ジャパン・バリュー・オープン マザーファンド」

| 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|-------|----------|---------|
| 株式 | 鉱業 | 1.28 |
| | 食料品 | 1.06 |
| | 化学 | 7.60 |
| | 医薬品 | 4.53 |
| | 石油・石炭製品 | 2.10 |
| | ゴム製品 | 3.50 |
| | ガラス・土石製品 | 0.17 |
| | 非鉄金属 | 0.28 |
| | 金属製品 | 0.37 |
| | 電気機器 | 1.55 |
| | 輸送用機器 | 5.90 |
| | その他製品 | 0.49 |
| | 電気・ガス業 | 2.26 |
| | 陸運業 | 1.78 |
| | 情報・通信業 | 25.46 |
| | 卸売業 | 9.83 |
| | 小売業 | 9.82 |
| | 銀行業 | 4.95 |
| | 保険業 | 2.89 |
| | その他金融業 | 7.79 |
| 不動産業 | 3.47 | |
| サービス業 | 1.32 | |
| | 小計 | 98.51 |
| 合計 | | 98.51 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

| 計算期間 | 純資産総額(百万円) | | 1口当たり純資産額(円) | |
|-------------------|------------|-------|--------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第1期 (2006年12月25日) | 856 | 856 | 0.9494 | 0.9494 |
| 第2期 (2007年12月25日) | 2,746 | 2,746 | 0.9135 | 0.9135 |
| 第3期 (2008年12月25日) | 1,287 | 1,287 | 0.4671 | 0.4671 |
| 第4期 (2009年12月25日) | 1,262 | 1,262 | 0.5225 | 0.5225 |
| 2009年1月末日 | 1,211 | | 0.4492 | |
| 2月末日 | 1,118 | | 0.4161 | |
| 3月末日 | 1,169 | | 0.4334 | |
| 4月末日 | 1,297 | | 0.4729 | |

| | | | |
|-----------|-------|--|--------|
| 5月末日 | 1,388 | | 0.5181 |
| 6月末日 | 1,417 | | 0.5409 |
| 7月末日 | 1,439 | | 0.5501 |
| 8月末日 | 1,501 | | 0.5721 |
| 9月末日 | 1,389 | | 0.5397 |
| 10月末日 | 1,266 | | 0.5208 |
| 11月末日 | 1,194 | | 0.4889 |
| 12月末日 | 1,265 | | 0.5225 |
| 2010年1月末日 | 1,259 | | 0.5318 |

【分配の推移】

| 期 | 1口当たりの分配金 |
|-----|-----------|
| 第1期 | 0.0000 円 |
| 第2期 | 0.0000 円 |
| 第3期 | 0.0000 円 |
| 第4期 | 0.0000 円 |

【収益率の推移】

| 期 | 収益率 |
|-----|--------|
| 第1期 | 5.1 % |
| 第2期 | 3.8 % |
| 第3期 | 48.9 % |
| 第4期 | 11.9 % |

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

6【手続等の概要】

(1) 申込(販売)手続等

取得申込みの受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、買付のお申込みが行なわれかつその買付のお申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

販売の単位は、1円以上1円単位とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

なお、申込手数料はありません。

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、買付のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた買付のお申込みの受付を取り消す場合があります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

(2) 換金(解約)手続等

受益者は、委託者に1口単位で換金の請求をすることができます。

換金請求の受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、換金のお申込みが行なわれかつ、その換金のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金の価額は、換金のお申込み日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

換金時の費用や税金については「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

なお、ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える換金を行なえません。また、別途、大口換金について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により換金の金額に制限を設ける場合や換金の受付時間に制限を設ける場合があります。

換金代金は原則として、換金のお申込み日から起算して5営業日目から申込みの販売会社においてお支払いします。

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

上記(1)及び(2)の詳細については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

7【管理及び運営の概要】

(1)資産の評価

<基準価額の計算方法>

基準価額は毎営業日に算出されます。

基準価額とは、計算日におけるファンドの純資産総額を、受益権口数で除して得た額をいいます。
純資産総額とはファンドの時価総額のこと、ファンドの資産総額から負債総額を控除して算出します。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株式：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)保管

該当事項はありません。

(3)信託期間

無期限とします(平成18年4月7日設定)。

(4)計算期間

原則として、毎年12月26日から翌年12月25日までとします。

なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)受益者の権利等

受益者は、主な権利として収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権及び換金(解約)請求権を有しています。

詳細は「第三部 ファンドの詳細情報 第3 管理及び運営 2受益者の権利等」を

ご参照ください。

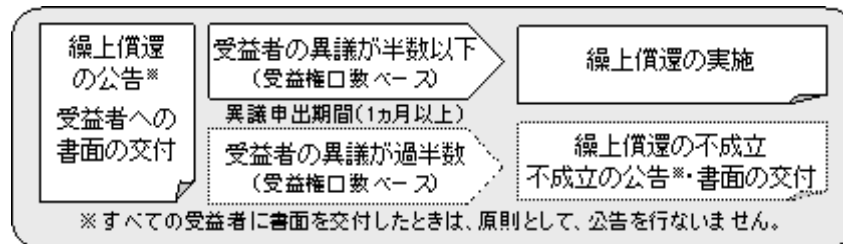
(6)その他

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、受益権の口数が5億口を下回った場合または受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

()委託者は、上記に従い信託期間を終了させるには、以下の手順で行います。



()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき等には、その命令にしたがい、信託契約を終了させる場合があります。

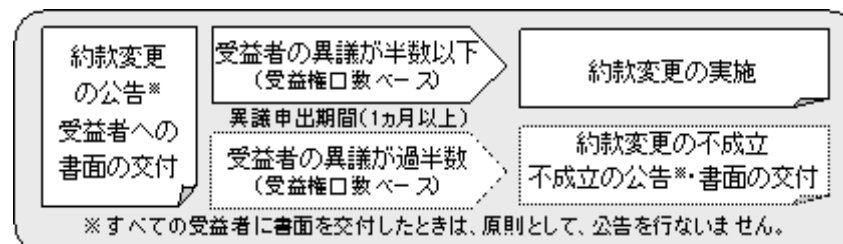
(c)運用報告書

ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更

()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

()委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、以下の手順で行ないます。



()委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()の規定にしたがいます。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(d)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

第2【財務ハイライト情報】

以下の情報は、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

ファンドの「財務諸表」については、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、当該監査法人による監査報告書は、「第三部 ファンドの詳細情報 第4ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

1 【貸借対照表】

| 期別 | 第3期 平成20年12月25日現在 | 第4期 平成21年12月25日現在 |
|-----------------|----------------------|----------------------|
| 科目 | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 15,985,177 | 13,894,388 |
| 親投資信託受益証券 | 1,278,879,051 | 1,255,137,926 |
| 未収利息 | 61 | 41 |
| 流動資産合計 | 1,294,864,289 | 1,269,032,355 |
| 資産合計 | 1,294,864,289 | 1,269,032,355 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払受託者報酬 | 889,210 | 711,644 |
| 未払委託者報酬 | 6,846,822 | 5,479,618 |
| その他未払費用 | 26,619 | 21,292 |
| 流動負債合計 | 7,762,651 | 6,212,554 |
| 負債合計 | 7,762,651 | 6,212,554 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 2,755,603,631 | 2,416,937,941 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 1,468,501,993 | 1,154,118,140 |
| (分配準備積立金) | 52,476,731 | 65,453,845 |
| 元本等合計 | 1,287,101,638 | 1,262,819,801 |
| 純資産合計 | 1,287,101,638 | 1,262,819,801 |
| 負債純資産合計 | 1,294,864,289 | 1,269,032,355 |

2 【損益及び剰余金計算書】

| 期別 | 第3期 自 平成19年12月26日 至 平成20年12月25日 | 第4期 自 平成20年12月26日 至 平成21年12月25日 |
|--------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 科目 | 金額(円) | 金額(円) |
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 100,944 | 11,314 |
| 有価証券売買等損益 | 1,227,918,640 | 166,216,641 |
| 営業収益合計 | 1,227,817,696 | 166,227,955 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 2,109,580 | 1,375,819 |
| 委託者報酬 | 16,243,646 | 10,593,675 |
| その他費用 | 63,167 | 41,155 |
| 営業費用合計 | 18,416,393 | 12,010,649 |
| 営業利益 | 1,246,234,089 | 154,217,306 |
| 経常利益 | 1,246,234,089 | 154,217,306 |
| 当期純利益 | 1,246,234,089 | 154,217,306 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 273,256,516 | 23,908,977 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 259,969,400 | 1,468,501,993 |

| | | |
|-------------------------|---------------|---------------|
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 130,606,168 | 396,338,376 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 130,606,168 | 396,338,376 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 366,161,188 | 212,262,852 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 366,161,188 | 212,262,852 |
| 分配金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 1,468,501,993 | 1,154,118,140 |

< 注記表 >

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | 第3期 自 平成19年12月26日 至 平成20年12月25日 | 第4期 自 平成20年12月26日 至 平成21年12月25日 |
|-------------------|---|---|
| 1 運用資産の評価基準及び評価方法 | (1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 | (1) 親投資信託受益証券 同左 |
| 2 費用・収益の計上基準 | (1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 | (1) 有価証券売買等損益の計上基準 同左 |
| 3 その他 | 当ファンドの計算期間は、平成19年12月26日から平成20年12月25日までとなっております。 | 当ファンドの計算期間は、平成20年12月26日から平成21年12月25日までとなっております。 |

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

後述の「第三部 ファンドの詳細情報」について、交付目論見書とは別に、その内容を記した書面を『請求目論見書』として作成しております。

請求目論見書のご請求は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

また、請求目論見書の内容はEDINET(エディネット)でもご覧いただくことができます。

Electronic Disclosure for Investors' NETworkの略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家はEDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書を閲覧することができます。

なお、「請求目論見書」の記載項目は、下記の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込(販売)手続等

2 換金(解約)手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1)資産の評価

(2)保管

(3)信託期間

(4)計算期間

(5)その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

(1)貸借対照表

(2)損益及び剰余金計算書

(3)注記表

(4)附属明細表

2 ファンドの現況

・純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成18年4月7日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込みの受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時
(半日営業日は午前9時～正午)
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1円以上1円単位とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

<申込手数料>

ありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引

き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

手取り額は、解約申込みの受付日の基準価額から()信託財産留保額 (1万口につき基準価額の0.3%)、および()所得税および地方税を差し引いた金額となります。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(1万口につき基準価額に0.3%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰り入れられます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

受付時間に制限とは、営業日の正午(半日営業日は午前9時30分)までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものに制限する場合があります。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けを中止した場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 対象 | 評価方法 |
|----|---------------------------------|
| 株式 | 原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。 |

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(平成18年4月7日設定)。

(4)【計算期間】

原則として、毎年12月26日から翌年12月25日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間は、下記「(5)その他 (a)ファンドの繰上償還条項 等」による解約の日までとします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

- ()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- ()委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()上記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行

うことが困難な場合には適用しません。

- () 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d) 信託約款の変更()」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。
- () 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

- () 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- () 委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。
- () 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(d)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手續

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1口単位で換金できます。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者にお支払いします。

第4【ファンドの経理状況】

ノムラ・ジャパン・バリュース・オープン(野村SMA向け)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第3期計算期間(平成19年12月26日から平成20年12月25日まで)および第4期計算期間(平成20年12月26日から平成21年12月25日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第3期計算期間(平成19年12月26日から平成20年12月25日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第4期計算期間(平成20年12月26日から平成21年12月25日まで)については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(平成19年12月26日から平成20年12月25日まで)および第4期計算期間(平成20年12月26日から平成21年12月25日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第3期 平成20年12月25日現在 | 第4期 平成21年12月25日現在 |
|------------------------|----------------------|----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 15,985,177 | 13,894,388 |
| 親投資信託受益証券 | 1,278,879,051 | 1,255,137,926 |
| 未収利息 | 61 | 41 |
| 流動資産合計 | 1,294,864,289 | 1,269,032,355 |
| 資産合計 | 1,294,864,289 | 1,269,032,355 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払受託者報酬 | 889,210 | 711,644 |
| 未払委託者報酬 | 6,846,822 | 5,479,618 |
| その他未払費用 | 26,619 | 21,292 |
| 流動負債合計 | 7,762,651 | 6,212,554 |
| 負債合計 | 7,762,651 | 6,212,554 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 2,755,603,631 | 2,416,937,941 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 1,468,501,993 | 1,154,118,140 |
| （分配準備積立金） | 52,476,731 | 65,453,845 |
| 元本等合計 | 1,287,101,638 | 1,262,819,801 |
| 純資産合計 | 1,287,101,638 | 1,262,819,801 |
| 負債純資産合計 | 1,294,864,289 | 1,269,032,355 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第3期 自平成19年12月26日 至平成20年12月25日 | 第4期 自平成20年12月26日 至平成21年12月25日 |
|-------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 100,944 | 11,314 |
| 有価証券売買等損益 | 1,227,918,640 | 166,216,641 |
| 営業収益合計 | 1,227,817,696 | 166,227,955 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 2,109,580 | 1,375,819 |
| 委託者報酬 | 16,243,646 | 10,593,675 |
| その他費用 | 63,167 | 41,155 |
| 営業費用合計 | 18,416,393 | 12,010,649 |
| 営業利益 | 1,246,234,089 | 154,217,306 |
| 経常利益 | 1,246,234,089 | 154,217,306 |
| 当期純利益 | 1,246,234,089 | 154,217,306 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 273,256,516 | 23,908,977 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 259,969,400 | 1,468,501,993 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 130,606,168 | 396,338,376 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 130,606,168 | 396,338,376 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 366,161,188 | 212,262,852 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 366,161,188 | 212,262,852 |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 1,468,501,993 | 1,154,118,140 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | 第3期 自 平成19年12月26日 至 平成20年12月25日 | 第4期 自 平成20年12月26日 至 平成21年12月25日 |
|-------------------|---|---|
| 1 運用資産の評価基準及び評価方法 | (1) 親投資信託受益証券基準価額で評価しております。 | (1) 親投資信託受益証券同左 |
| 2 費用・収益の計上基準 | (1) 有価証券売買等損益の計上基準約定日基準で計上しております。 | (1) 有価証券売買等損益の計上基準同左 |
| 3 その他 | 当ファンドの計算期間は、平成19年12月26日から平成20年12月25日までとなっております。 | 当ファンドの計算期間は、平成20年12月26日から平成21年12月25日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| | 第3期 平成20年12月25日現在 | 第4期 平成21年12月25日現在 |
|--|----------------------|----------------------|
| 1 計算期間の末日における受益権の総数 | 2,755,603,631 口 | 2,416,937,941 口 |
| 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 | 1,468,501,993 円 | 1,154,118,140 円 |
| 3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) | 0.4671 円 4,671 円 | 0.5225 円 5,225 円 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| | 第3期 自 平成19年12月26日 至 平成20年12月25日 | 第4期 自 平成20年12月26日 至 平成21年12月25日 |
|----------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1 分配金の計算過程 該当事項はございません。 | | 1 分配金の計算過程 該当事項はございません。 |

(関連当事者との取引に関する注記)

| | 第3期 自 平成19年12月26日 至 平成20年12月25日 | 第4期 自 平成20年12月26日 至 平成21年12月25日 |
|---|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。 | 同左 | |

(その他の注記)

1 元本の移動

| | 第3期 自 平成19年12月26日 至 平成20年12月25日 | 第4期 自 平成20年12月26日 至 平成21年12月25日 |
|-----------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 期首元本額 | 3,006,613,687 円 | 2,755,603,631 円 |
| 期中追加設定元本額 | 869,694,863 円 | 403,628,368 円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,120,704,919 円 | 742,294,058 円 |

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

| 種類 | 第3期 自 平成19年12月26日 至 平成20年12月25日 | | 第4期 自 平成20年12月26日 至 平成21年12月25日 | |
|-----------|---------------------------------------|--------------------|---------------------------------------|--------------------|
| | 貸借対照表計上額 (円) | 損益に含まれた 評価差額(円) | 貸借対照表計上額 (円) | 損益に含まれた 評価差額(円) |
| 親投資信託受益証券 | 1,278,879,051 | 944,460,882 | 1,255,137,926 | 139,278,062 |
| 合計 | 1,278,879,051 | 944,460,882 | 1,255,137,926 | 139,278,062 |

3 デリバティブ取引関係

第3期(自 平成19年12月26日 至 平成20年12月25日)

該当事項はございません。

第4期(自 平成20年12月26日 至 平成21年12月25日)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成21年12月25日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券（平成21年12月25日現在）

| 種類 | 銘柄 | 券面総額(円) | 評価額(円) | 備考 |
|------------|--------------------------------|---------|---------------|----|
| 親投資信託受益証券 | ノムラ・ジャパン・バリュール・オープン マザーファンド | | 1,255,137,926 | |
| 親投資信託受益証券計 | 銘柄数：1 | | 1,255,137,926 | |
| | 組入時価比率：99.4% | | 100% | |
| 合計 | | | 1,255,137,926 | |

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

参考

ノムラ・ジャパン・バリュール・オープン マザーファンド

当ファンドは「ノムラ・ジャパン・バリュール・オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「ノムラ・ジャパン・バリュール・オープン マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

| 科目 | 対象年月日 | 平成21年12月25日現在 金額(円) |
|-----------------|-------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | | 32,668,530 |
| 株式 | | 8,028,105,820 |
| 未収入金 | | 98,390,481 |
| 未収配当金 | | 772,800 |
| 未収利息 | | 98 |
| 流動資産合計 | | 8,159,937,729 |
| 資産合計 | | 8,159,937,729 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | | 35,381,522 |
| 未払解約金 | | 3,479,000 |
| 流動負債合計 | | 38,860,522 |
| 負債合計 | | 38,860,522 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | | 8,817,412,790 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | | 696,335,583 |
| 元本等合計 | | 8,121,077,207 |
| 純資産合計 | | 8,121,077,207 |
| 負債純資産合計 | | 8,159,937,729 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | 自 平成20年12月26日 至 平成21年12月25日 |
|-------------------|---|
| 1 運用資産の評価基準及び評価方法 | (1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 |
| 2 費用・収益の計上基準 | (1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 |

(その他の注記)

| 平成21年12月25日現在 | |
|------------------------------|------------------|
| 1 期首 | 平成20年12月26日 |
| 期首元本額 | 11,916,259,897 円 |
| 期首より平成21年12月25日までの期中追加設定元本額 | 742,248,016 円 |
| 期首より平成21年12月25日までの期中一部解約元本額 | 3,841,095,123 円 |
| 期末元本額 | 8,817,412,790 円 |
| 期末元本額の内訳* | |
| ノムラ・ジャパン・バリュウ・オープン | 7,453,523,208 円 |
| ノムラ・ジャパン・バリュウ・オープン(野村SMA向け) | 1,362,799,052 円 |
| ノムラ・ジャパン・バリュウ・オープン(確定拠出年金向け) | 1,090,530 円 |
| 2 元本の欠損の額 | 696,335,583 円 |
| 3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たり純資産額 | 0.9210 円 |
| (10,000口当たり純資産額) | 9,210 円) |

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(平成21年12月25日現在)

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額(円) | | 備考 |
|-----|-------------|---------|----------|-------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| 日本円 | 石油資源開発 | 24,700 | 4,180.00 | 103,246,000 | |
| | 味の素 | 104,000 | 876.00 | 91,104,000 | |
| | 住友化学 | 617,000 | 395.00 | 243,715,000 | |
| | 電気化学工業 | 153,000 | 428.00 | 65,484,000 | |
| | 日本ゼオン | 507,000 | 426.00 | 215,982,000 | |
| | D I C | 99,000 | 157.00 | 15,543,000 | |
| | ミルボン | 27,600 | 2,000.00 | 55,200,000 | |
| | 日東電工 | 7,800 | 3,400.00 | 26,520,000 | |
| | 武田薬品工業 | 47,000 | 3,810.00 | 179,070,000 | |
| | アステラス製薬 | 49,200 | 3,420.00 | 168,264,000 | |
| | 小野薬品工業 | 32,500 | 4,000.00 | 130,000,000 | |
| | 第一三共 | 14,400 | 1,904.00 | 27,417,600 | |
| | 新日本石油 | 348,000 | 417.00 | 145,116,000 | |
| | 新日鉱ホールディングス | 72,000 | 387.00 | 27,864,000 | |
| | 横浜ゴム | 528,000 | 399.00 | 210,672,000 | |
| | ブリヂストン | 58,800 | 1,599.00 | 94,021,200 | |
| | 住友ゴム工業 | 33,400 | 802.00 | 26,786,800 | |
| | 旭硝子 | 18,000 | 880.00 | 15,840,000 | |
| | 三和ホールディングス | 123,000 | 242.00 | 29,766,000 | |
| | 日本電気 | 306,000 | 243.00 | 74,358,000 | |

| | | | | | |
|--|------------------|---------|------------|-------------|--|
| | 日本無線 | 51,000 | 172.00 | 8,772,000 | |
| | リコー | 38,000 | 1,310.00 | 49,780,000 | |
| | トヨタ自動車 | 84,700 | 3,850.00 | 326,095,000 | |
| | 本田技研工業 | 60,900 | 3,100.00 | 188,790,000 | |
| | バンダイナムコホールディングス | 45,200 | 899.00 | 40,634,800 | |
| | 東京電力 | 37,300 | 2,370.00 | 88,401,000 | |
| | 大阪瓦斯 | 297,000 | 315.00 | 93,555,000 | |
| | 日本通運 | 383,000 | 377.00 | 144,391,000 | |
| | フジ・メディア・ホールディングス | 1,311 | 131,800.00 | 172,789,800 | |
| | オービック | 19,410 | 15,160.00 | 294,255,600 | |
| | ヤフー | 10,248 | 27,990.00 | 286,841,520 | |
| | トレンドマイクロ | 81,700 | 3,510.00 | 286,767,000 | |
| | 大塚商会 | 17,200 | 4,700.00 | 80,840,000 | |
| | 日本電信電話 | 85,500 | 3,680.00 | 314,640,000 | |
| | KDDI | 574 | 491,000.00 | 281,834,000 | |
| | エヌ・ティ・ティ・ドコモ | 1,977 | 130,200.00 | 257,405,400 | |
| | 第一興商 | 89,800 | 1,037.00 | 93,122,600 | |
| | 伊藤忠商事 | 464,000 | 679.00 | 315,056,000 | |
| | 三井物産 | 193,600 | 1,292.00 | 250,131,200 | |
| | 三菱商事 | 66,000 | 2,270.00 | 149,820,000 | |
| | カワチ薬品 | 57,900 | 1,677.00 | 97,098,300 | |

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額(円) | | 備考 |
|-----|-------------------|---------|----------|-------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| 日本円 | アスクル | 151,900 | 1,698.00 | 257,926,200 | |
| | J・フロント リテイリング | 211,000 | 402.00 | 84,822,000 | |
| | 三越伊勢丹ホールディングス | 46,300 | 793.00 | 36,715,900 | |
| | セブン&アイ・ホールディングス | 11,200 | 1,887.00 | 21,134,400 | |
| | 良品計画 | 29,100 | 3,280.00 | 95,448,000 | |
| | 青山商事 | 85,600 | 1,242.00 | 106,315,200 | |
| | しまむら | 1,700 | 8,450.00 | 14,365,000 | |
| | ゼビオ | 11,800 | 1,600.00 | 18,880,000 | |
| | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 432,600 | 461.00 | 199,428,600 | |
| | 三井住友フィナンシャルグループ | 44,400 | 2,745.00 | 121,878,000 | |
| | みずほフィナンシャルグループ | 335,700 | 171.00 | 57,404,700 | |
| | 損害保険ジャパン | 400,000 | 597.00 | 238,800,000 | |
| | クレディセゾン | 170,300 | 1,056.00 | 179,836,800 | |
| | イオンクレジットサービス | 276,100 | 910.00 | 251,251,000 | |
| | オリックス | 27,670 | 6,500.00 | 179,855,000 | |
| | 昭栄 | 403,800 | 708.00 | 285,890,400 | |
| | ユー・エス・エス | 920 | 5,600.00 | 5,152,000 | |
| | ニチイ学館 | 129,600 | 818.00 | 106,012,800 | |

| | | | | | |
|----|--------------|--|--|---------------|--|
| 計 | 銘柄数：59 | | | 8,028,105,820 | |
| | 組入時価比率：98.9% | | | 100 % | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | 8,028,105,820 | |

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成21年12月25日現在)

該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年1月29日現在

| | | |
|----------------|---------------|---|
| 資産総額 | 1,273,741,978 | 円 |
| 負債総額 | 14,537,045 | 円 |
| 純資産総額(-) | 1,259,204,933 | 円 |
| 発行済口数 | 2,367,827,449 | 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.5318 | 円 |

<ご参考>

「ノムラ・ジャパン・バリュウ・オープン マザーファンド」

| | | |
|----------------|---------------|---|
| 資産総額 | 8,195,234,906 | 円 |
| 負債総額 | 19,531,000 | 円 |
| 純資産総額(-) | 8,175,703,906 | 円 |
| 発行済口数 | 8,713,074,344 | 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.9383 | 円 |

第5【設定及び解約の実績】

| 期 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|-----|---------------|---------------|---------------|
| 第1期 | 904,275,015 | 1,681,204 | 902,593,811 |
| 第2期 | 2,482,178,382 | 378,158,506 | 3,006,613,687 |
| 第3期 | 869,694,863 | 1,120,704,919 | 2,755,603,631 |
| 第4期 | 403,628,368 | 742,294,058 | 2,416,937,941 |

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成22年1月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

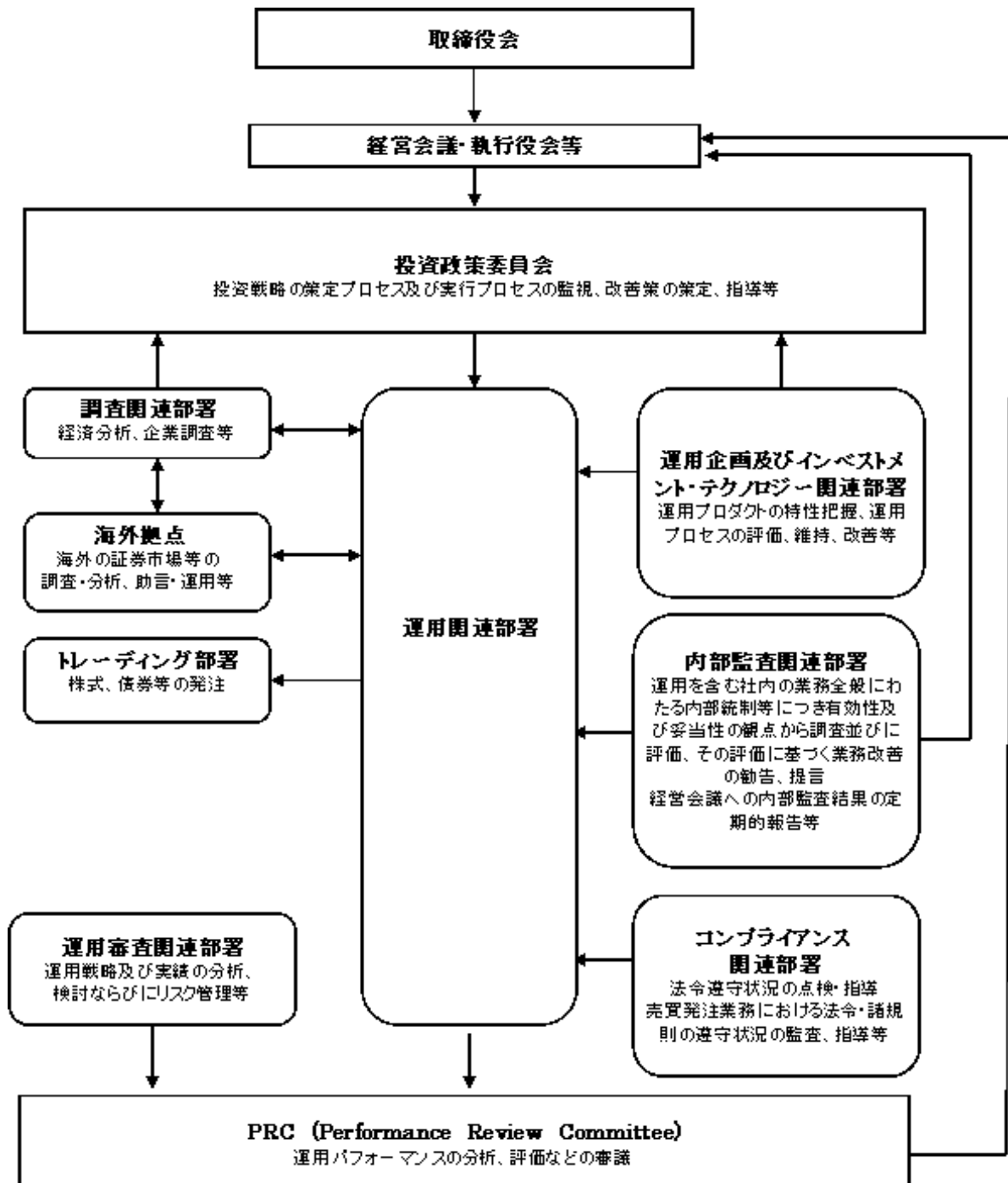
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上(但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者)で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成22年1月29日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

| 種類 | 本数 | 純資産総額（百万円） |
|-----------|-----|------------|
| 追加型株式投資信託 | 623 | 8,979,042 |

| | | |
|------------|-----|------------|
| 単位型株式投資信託 | 19 | 130,518 |
| 追加型公社債投資信託 | 19 | 4,930,798 |
| 単位型公社債投資信託 | 0 | 0 |
| 合計 | 661 | 14,040,359 |

3 【委託会社等の経理状況】

1 . 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前事業年度(第49期事業年度)は、内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、当事業年度(第50期事業年度)は、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、委託会社の中間財務諸表は、同内閣府令附則第4条第1項第1号により、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 . 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3 . 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表ならびに中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

| | | 前事業年度 (平成20年3月31日) | 当事業年度 (平成21年 3月31日) |
|----------|----------|-----------------------|---------------------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| (資産の部) | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金・預金 | | 2,855 | 560 |
| 金銭の信託 | | 32,058 | 34,551 |
| 有価証券 | | 6,300 | 3,400 |
| 短期貸付金 | | 1,526 | 592 |
| 前払金 | | 45 | 43 |
| 前払費用 | | 9 | 17 |
| 未収入金 | | 81 | 84 |
| 未収委託者報酬 | | 13,910 | 7,489 |
| 未収収益 | | 2,030 | 1,629 |
| 未収法人税等 | | - | 498 |
| 繰延税金資産 | | 1,137 | 879 |
| その他 | | 1,072 | 807 |
| 貸倒引当金 | | 7 | 4 |
| 流動資産計 | | 61,020 | 50,549 |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | 1,972 | 2,183 |
| 建物 | 2 | 800 | 710 |
| 器具備品 | 2 | 1,171 | 1,472 |
| 無形固定資産 | | 8,857 | 12,407 |
| ソフトウェア | | 8,852 | 12,403 |
| 電話加入権 | | 2 | 2 |
| その他 | | 2 | 1 |
| 投資その他の資産 | | 45,424 | 28,519 |
| 投資有価証券 | | 27,606 | 10,693 |
| 関係会社株式 | 3 | 15,739 | 15,743 |
| 従業員長期貸付金 | | 194 | 385 |
| 長期差入保証金 | | 34 | 39 |
| 長期前払費用 | | 17 | 19 |
| 繰延税金資産 | | 1,567 | 1,256 |
| その他 | | 264 | 381 |
| 貸倒引当金 | | 0 | 0 |
| 固定資産計 | | 56,253 | 43,110 |
| 資産合計 | | 117,274 | 93,659 |

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (平成20年3月31日) | | 当事業年度 (平成21年 3月31日) | |
|----------------|----------|-----------------------|---------|---------------------------|--------|
| | | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 関係会社短期借入金 | | | - | | 12,000 |
| 預り金 | | | 148 | | 95 |
| 未払金 | 1 | | 12,848 | | 5,750 |
| 未払収益分配金 | | 5 | | 5 | |
| 未払償還金 | | 105 | | 82 | |
| 未払手数料 | | 6,115 | | 3,275 | |
| その他未払金 | | 6,622 | | 2,387 | |
| 未払費用 | 1 | | 8,363 | | 4,849 |
| 未払法人税等 | 4 | | 1,591 | | 4 |
| 前受収益 | | | 8 | | 6 |
| 賞与引当金 | | | 1,730 | | 1,080 |
| その他 | | | 102 | | 4 |
| 流動負債計 | | | 24,794 | | 23,790 |
| 固定負債 | | | | | |
| 退職給付引当金 | | | 5,359 | | 4,620 |
| 時効後支払損引当金 | | | 467 | | 462 |
| その他 | | | 64 | | 642 |
| 固定負債計 | | | 5,890 | | 5,724 |
| 負債合計 | | | 30,685 | | 29,515 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | | | |
| 資本金 | | | 17,180 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | | 11,729 | | 11,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 | | 11,729 | |
| 利益剰余金 | | | 52,804 | | 32,900 |
| 利益準備金 | | 685 | | 685 | |
| その他利益剰余金 | | 52,119 | | 32,215 | |
| 別途積立金 | | 35,606 | | 24,606 | |
| 繰越利益剰余金 | | 16,512 | | 7,608 | |
| 評価・換算差額等 | | | 4,874 | | 2,333 |
| その他有価証券評価差額金 | | | 5,124 | | 2,084 |
| 繰延ヘッジ損益 | | | 250 | | 249 |
| 純資産合計 | | | 86,589 | | 64,143 |
| 負債・純資産合計 | | | 117,274 | | 93,659 |

(2) 【損益計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) | | 当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日) | |
|-----------|----------|---|---------|---|--------|
| | | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | | 124,893 | | 84,195 |
| 運用受託報酬 | | | 10,506 | | 8,315 |
| その他営業収益 | | | 8 | | 27 |
| 営業収益計 | | | 135,408 | | 92,537 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | | 57,704 | | 39,122 |
| 広告宣伝費 | | | 2,439 | | 1,438 |
| 公告費 | | | 27 | | 2 |
| 受益証券発行費 | | | 27 | | 34 |
| 調査費 | | | 32,108 | | 21,176 |
| 調査費 | | 1,576 | | 1,643 | |
| 委託調査費 | | 30,532 | | 19,532 | |
| 委託計算費 | | | 681 | | 790 |
| 営業雑経費 | | | 2,950 | | 2,709 |
| 通信費 | | 175 | | 208 | |
| 印刷費 | | 1,375 | | 1,382 | |
| 協会費 | | 76 | | 87 | |
| 諸経費 | | 1,322 | | 1,031 | |
| 営業費用計 | | | 95,938 | | 65,272 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | 10,229 | | 8,863 |
| 役員報酬 | 2 | 667 | | 329 | |
| 給料・手当 | | 6,480 | | 6,507 | |
| 賞与 | | 3,081 | | 2,025 | |
| 交際費 | | | 212 | | 168 |
| 旅費交通費 | | | 786 | | 557 |
| 租税公課 | | | 637 | | 443 |
| 不動産賃借料 | | | 1,687 | | 1,559 |
| 退職給付費用 | | | 951 | | 1,124 |
| 固定資産減価償却費 | | | 2,543 | | 3,288 |
| 諸経費 | | | 5,902 | | 6,448 |
| 一般管理費計 | | | 22,949 | | 22,452 |
| 営業利益 | | | 16,519 | | 4,812 |

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) | | 当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日) | |
|-----------------|----------|---|--------|---|--------|
| | | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取配当金 | 1 | 2,369 | | 8,013 | |
| 収益分配金 | | 282 | | 225 | |
| 受取利息 | | 86 | | 32 | |
| デリバティブ利益 | | 1,308 | | 858 | |
| その他 | | 337 | | 192 | |
| 営業外収益計 | | | 4,384 | | 9,322 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 支払利息 | 1 | - | | 175 | |
| 金銭の信託運用損 | | 392 | | 1,212 | |
| 為替差損 | | 67 | | 133 | |
| 時効後支払損引当金繰入額 | | 178 | | 97 | |
| その他 | | 8 | | 53 | |
| 営業外費用計 | | | 647 | | 1,671 |
| 経常利益 | | | 20,256 | | 12,463 |
| 特別利益 | | | | | |
| 投資有価証券等売却益 | | 1,421 | | 1,085 | |
| 株式報酬受入益 | | 312 | | 299 | |
| リース資産買取差益 | | - | | 2 | |
| 特別利益計 | | | 1,734 | | 1,387 |
| 特別損失 | | | | | |
| 投資有価証券等売却損 | | 80 | | 1,471 | |
| 投資有価証券等評価損 | | 23 | | 5 | |
| 固定資産除却損 | 3 | 56 | | 405 | |
| 過年度時効後支払損引当金繰入額 | | 429 | | - | |
| 退職給付制度移行損失 | | - | | 118 | |
| 特別損失計 | | | 589 | | 2,001 |
| 税引前当期純利益 | | | 21,400 | | 11,849 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 9,211 | | 2,893 |
| 法人税等調整額 | | | 50 | | 2,334 |
| 当期純利益 | | | 12,139 | | 6,621 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日) |
|----------|---|---|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 前期末残高 | 17,180 | 17,180 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 17,180 | 17,180 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 前期末残高 | 11,729 | 11,729 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 11,729 | 11,729 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 11,729 | 11,729 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 11,729 | 11,729 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 前期末残高 | 685 | 685 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 685 | 685 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | | |
| 前期末残高 | 35,606 | 35,606 |
| 当期変動額 | | |
| 別途積立金の取崩 | - | 11,000 |
| 当期変動額合計 | - | 11,000 |
| 当期末残高 | 35,606 | 24,606 |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 前期末残高 | 17,249 | 16,512 |
| 当期変動額 | | |
| 別途積立金の取崩 | - | 11,000 |
| 剰余金の配当 | 12,876 | 26,526 |
| 当期純利益 | 12,139 | 6,621 |
| 当期変動額合計 | 737 | 8,904 |
| 当期末残高 | 16,512 | 7,608 |

| | | |
|---------------------|--------|--------|
| 利益剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 53,541 | 52,804 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 12,876 | 26,526 |
| 当期純利益 | 12,139 | 6,621 |
| 当期変動額合計 | 737 | 19,904 |
| 当期末残高 | 52,804 | 32,900 |
| 株主資本合計 | | |
| 前期末残高 | 82,451 | 81,714 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 12,876 | 26,526 |
| 当期純利益 | 12,139 | 6,621 |
| 当期変動額合計 | 737 | 19,904 |
| 当期末残高 | 81,714 | 61,810 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 前期末残高 | 11,008 | 5,124 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 5,883 | 3,040 |
| 当期変動額合計 | 5,883 | 3,040 |
| 当期末残高 | 5,124 | 2,084 |
| 繰延ヘッジ損益 | | |
| 前期末残高 | 610 | 250 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 360 | 499 |
| 当期変動額合計 | 360 | 499 |
| 当期末残高 | 250 | 249 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 前期末残高 | 10,397 | 4,874 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 5,522 | 2,541 |
| 当期変動額合計 | 5,522 | 2,541 |
| 当期末残高 | 4,874 | 2,333 |
| 純資産合計 | | |
| 前期末残高 | 92,849 | 86,589 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 12,876 | 26,526 |
| 当期純利益 | 12,139 | 6,621 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 5,522 | 2,541 |
| 当期変動額合計 | 6,259 | 22,445 |
| 当期末残高 | 86,589 | 64,143 |

[重要な会計方針]

| 前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------|------|-------|-----|-----|------|-------|---|----|--------|------|-------|-----|-----|------|-------|
| <p>1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 ...移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの... 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの... 移動平均法による原価法</p> <p>2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>3．金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>4．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table border="0" data-bbox="316 1099 678 1227"> <tr><td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr><td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr><td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> </p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>5．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> | 建物 | 38～50年 | 附属設備 | 8～15年 | 構築物 | 20年 | 器具備品 | 4～15年 | <p>1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 (同左)</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの (同左)</p> <p>時価のないもの (同左)</p> <p>2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 (同左)</p> <p>3．金銭の信託の評価基準及び評価方法 (同左)</p> <p>4．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table border="0" data-bbox="943 1099 1305 1227"> <tr><td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr><td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr><td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> </p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>5．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (同左)</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> | 建物 | 38～50年 | 附属設備 | 8～15年 | 構築物 | 20年 | 器具備品 | 4～15年 |
| 建物 | 38～50年 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 附属設備 | 8～15年 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 構築物 | 20年 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 器具備品 | 4～15年 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物 | 38～50年 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 附属設備 | 8～15年 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 構築物 | 20年 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 器具備品 | 4～15年 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日) |
|--|--|
| <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び適格退職年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>6. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券 (3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p> <p>8. 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。</p> <p>9. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p> | <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 (同左)</p> <p>6. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年 4月 1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 (同左) (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) (3)ヘッジ方針 (同左) (4)ヘッジ有効性評価の方法 (同左)</p> <p>8. 消費税等の会計処理方法 (同左)</p> <p>9. 連結納税制度の適用 (同左)</p> |

[会計方針の変更]

| 前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日) |
|--|--|
| <p>(有形固定資産の減価償却方法)</p> <p>当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成19年 3月30日 法律第6号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成19年 3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年 4月 1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> | |
| <p>(負債計上を中止した項目に対する引当金に関する会計処理)</p> <p>当事業年度より、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年 4月13日）を適用しております。</p> <p>この適用により、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を当事業年度より「時効後支払損引当金」として計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法に比して、経常利益は38百万円、税引前当期純利益は467百万円減少しております。</p> | |
| | <p>(リース取引の処理方法)</p> <p>当事業年度より、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年 3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年 3月30日 企業会計基準委員会）を適用しております。</p> <p>この適用により、リース取引開始日が平成20年 4月 1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年 3月30日 企業会計基準委員会）第79項により、リース取引開始日が平成20年 4月 1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、これによる財政状態に与える影響はなく、損益に与える影響は軽微であります。</p> |

[表示方法の変更]

| 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|--|
| <p>(貸借対照表関係)</p> <p>前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 平成19年7月4日）において有価証券として取り扱うこととされたため、当事業年度より「有価証券」として表示しております。</p> <p>なお、前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、19,800百万円であります。</p> | |
| <p>(損益計算書関係)</p> <p>1. 前事業年度において「投資顧問収入」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。</p> <p>2. 「金銭の信託運用損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外収益の「その他」に105百万円含まれております。</p> <p>3. 「為替差損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外費用の「その他」に1百万円含まれております。</p> <p>4. 前事業年度において「法人税等」として表示していたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。</p> | |

[追加情報]

| 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|---|--|
| <p>(有形固定資産の減価償却方法)</p> <p>法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> | |
| | <p>(退職給付制度の改訂)</p> <p>当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付企業年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。当社は「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。本改廃に伴う影響額として、特別損益118百万円を計上しております。</p> <p>この結果、税引前当期純利益が、118百万円減少しております。</p> |

[注記事項]
貸借対照表関係

| 前事業年度末 (平成20年3月31日) | 当事業年度末 (平成21年3月31日) |
|---|---|
| <p>1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>未払金 5,619百万円 未払費用 934</p> | <p>1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>未払金 2,119百万円 未払費用 585</p> |
| <p>2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p>建物 201百万円 器具備品 534 合計 736</p> | <p>2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p>建物 295百万円 器具備品 964 合計 1,260</p> |
| <p>3. 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。</p> <p>関係会社株式 3,064百万円</p> | |
| <p>4. 未払法人税等には、事業所税の未納付額37百万円が含まれております。</p> | |

損益計算書関係

| 前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | 当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|---|---|
| <p>1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 2,214百万円</p> | <p>1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 7,864百万円 支払利息 175百万円</p> |
| <p>2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。</p> | <p>2. 役員報酬の範囲額 (同左)</p> |
| <p>3. 固定資産除却損</p> <p>器具備品 1百万円 ソフトウェア 54 合計 56</p> | <p>3. 固定資産除却損</p> <p>器具備品 0百万円 ソフトウェア 405 合計 405</p> |

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 5,150,693株 | - | - | 5,150,693株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成19年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 12,876百万円 |
| 1株当たり配当額 | 2,500円 |
| 基準日 | 平成19年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成19年5月31日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 26,526百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 5,150円 |
| 基準日 | 平成20年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成20年6月2日 |

当事業年度(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 5,150,693株 | - | - | 5,150,693株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年 5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 26,526百万円 |
| 1株当たり配当額 | 5,150円 |
| 基準日 | 平成20年 3月31日 |
| 効力発生日 | 平成20年 6月 2日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年 5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 3,605百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 700円 |
| 基準日 | 平成21年 3月31日 |
| 効力発生日 | 平成21年 6月 1日 |

リース取引関係

| 前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|------|---------|----------|------------|-----|------------|---|---------|-----|--|----------------|------|--------|-----|-----|----|-----|--------|--------|---------------|---|----------|-----|---------|----|------|---|--|---------|------|------|-----|---|----|---|---|--|------|---------|----------|------------|-----|------------|---|---------|-----|--|----------------|------|--------|-----|-----|----|-----|--------|--------|---------------|---|----------|-----|---------|----|------|---|--|---------|------|------|-----|---|----|---|
| <p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p style="text-align: center;">リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: center;">器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">1,453百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">814</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">期末残高相当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">639</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: right;">未経過リース料期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">281百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">368</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">650</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 - 百万円</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">332百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">309</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">19</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: right;">未経過リース料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9</td> </tr> </tbody> </table> | | 器具備品 | 取得価額相当額 | 1,453百万円 | 減価償却累計額相当額 | 814 | 減損損失累計額相当額 | - | 期末残高相当額 | 639 | | 未経過リース料期末残高相当額 | 1年以内 | 281百万円 | 1年超 | 368 | 合計 | 650 | 支払リース料 | 332百万円 | リース資産減損勘定の取崩額 | - | 減価償却費相当額 | 309 | 支払利息相当額 | 19 | 減損損失 | - | | 未経過リース料 | 1年以内 | 4百万円 | 1年超 | 5 | 合計 | 9 | <p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)</p> <p style="text-align: center;">リース資産の内容</p> <p>有形固定資産(器具備品)、無形固定資産(ソフトウェア)</p> <p>主として、コンピューター関連機器(サーバー等)であります。</p> <p style="text-align: center;">リース資産の減価償却の方法</p> <p>重要な会計方針の「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載したとおりであります。</p> <p>(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)</p> <p style="text-align: center;">リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: center;">器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">1,343百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">980</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">期末残高相当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">363</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: right;">未経過リース料期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">180百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">195</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">375</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 - 百万円</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">296百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">276</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">14</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 (同左)</p> <p>利息相当額の算定方法 (同左)</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: right;">未経過リース料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">6百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9</td> </tr> </tbody> </table> | | 器具備品 | 取得価額相当額 | 1,343百万円 | 減価償却累計額相当額 | 980 | 減損損失累計額相当額 | - | 期末残高相当額 | 363 | | 未経過リース料期末残高相当額 | 1年以内 | 180百万円 | 1年超 | 195 | 合計 | 375 | 支払リース料 | 296百万円 | リース資産減損勘定の取崩額 | - | 減価償却費相当額 | 276 | 支払利息相当額 | 14 | 減損損失 | - | | 未経過リース料 | 1年以内 | 6百万円 | 1年超 | 3 | 合計 | 9 |
| | 器具備品 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取得価額相当額 | 1,453百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却累計額相当額 | 814 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失累計額相当額 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期末残高相当額 | 639 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 未経過リース料期末残高相当額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年以内 | 281百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 368 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 650 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払リース料 | 332百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| リース資産減損勘定の取崩額 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費相当額 | 309 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払利息相当額 | 19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 未経過リース料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年以内 | 4百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 器具備品 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取得価額相当額 | 1,343百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却累計額相当額 | 980 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失累計額相当額 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期末残高相当額 | 363 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 未経過リース料期末残高相当額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年以内 | 180百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 195 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 375 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払リース料 | 296百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| リース資産減損勘定の取崩額 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費相当額 | 276 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払利息相当額 | 14 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減損損失 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 未経過リース料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年以内 | 6百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

有価証券関係

1. 売買目的有価証券

| 前事業年度末 (平成20年3月31日) | 当事業年度末 (平成21年3月31日) |
|------------------------|------------------------|
| 該当事項はありません。 | (同左) |

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

| 前事業年度末 (平成20年3月31日) | 当事業年度末 (平成21年3月31日) |
|------------------------|------------------------|
| 該当事項はありません。 | (同左) |

3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

| 区分 | 前事業年度末 (平成20年3月31日) | | | 当事業年度末 (平成21年3月31日) | | |
|--------|------------------------|-------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|
| | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
| 関連会社株式 | 3,064 | 113,023 | 109,959 | 3,064 | 66,382 | 63,318 |
| 合計 | 3,064 | 113,023 | 109,959 | 3,064 | 66,382 | 63,318 |

4. その他有価証券で時価のあるもの

| 区分 | 前事業年度末 (平成20年3月31日) | | | 当事業年度末 (平成21年3月31日) | | |
|--------------------------|------------------------|-----------------------|-------------|------------------------|-----------------------|-------------|
| | 取得原価 (百万円) | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 差額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 差額 (百万円) |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | | | | |
| (1)株式 | 282 | 7,649 | 7,366 | 282 | 4,020 | 3,737 |
| (2)債券(社債) | - | - | - | - | - | - |
| (3)その他(1) | 11,678 | 13,542 | 1,864 | 3,551 | 3,846 | 295 |
| 小計 | 11,961 | 21,192 | 9,231 | 3,834 | 7,867 | 4,032 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | | | | |
| (1)株式 | - | - | - | - | - | - |
| (2)債券(社債) | - | - | - | - | - | - |
| (3)その他 | 5,906 | 5,362 | 544 | 2,334 | 1,833 | 500 |
| 小計 | 5,906 | 5,362 | 544 | 2,334 | 1,833 | 500 |
| 合計 | 17,868 | 26,554 | 8,686 | 6,168 | 9,701 | 3,532 |

- (1) 前事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は353百万円（税効果会計適用後）であり、ヘッジ会計の適用要件を充足しなくなったためにヘッジ会計の中止として処理し、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べている繰延ヘッジ利益103百万円（税効果会計適用後）との純額を貸借対照表に計上しております。
- 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は

249百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

| 区分 | 前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日) |
|---------|---|---|
| 売却額 | 7,970百万円 | 11,200百万円 |
| 売却益の合計額 | 1,419百万円 | 1,085百万円 |
| 売却損の合計額 | 80百万円 | 1,471百万円 |

6. 時価評価されていない主な有価証券(上記2.及び3.を除く)

| 区分 | 前事業年度末 (平成20年 3月31日) | 当事業年度末 (平成21年 3月31日) |
|-------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 貸借対照表計上額(百万円) | 貸借対照表計上額(百万円) |
| (1) その他有価証券 | | |
| 譲渡性預金 | 6,300 | 3,400 |
| 非上場株式 | 1,052 | 992 |
| 合計 | 7,352 | 4,392 |
| (2) 子会社株式及び関連会社株式 | | |
| 子会社株式 | 4,408 | 4,411 |
| 関連会社株式 | 8,267 | 8,267 |
| 合計 | 12,675 | 12,679 |

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

前事業年度末(平成20年3月31日)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超5年以内 (百万円) | 5年超10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|-------------|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 1. 債券 | | | | |
| (1) 国債・地方債等 | - | - | - | - |
| (2) 社債 | - | - | - | - |
| (3) その他 | - | - | - | - |
| 2. その他 | 6,300 | - | 6,813 | - |
| 合計 | 6,300 | - | 6,813 | - |

当事業年度末(平成21年3月31日)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超5年以内 (百万円) | 5年超10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|-------------|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 1. 債券 | | | | |
| (1) 国債・地方債等 | - | - | - | - |
| (2) 社債 | - | - | - | - |
| (3) その他 | - | - | - | - |
| 2. その他 | 3,400 | 1 | 1,017 | - |
| 合計 | 3,400 | 1 | 1,017 | - |

(注) その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、当事業年度末時価が取得価額より30%以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

デリバティブ取引関係

1. 取引の状況に関する事項

| 前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日) |
|--|---|
| <p>(1) 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、株価指数先物取引及びスワップ取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券 ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 デリバティブ取引については、将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引及びスワップ取引は価格の変動によるリスクを有しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。財務部長は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。また、取引結果及び損益状況については、定期的にヘッジ対象である投資有価証券の信託契約先から報告を受け、財務部で内容を検討しております。</p> | <p>(1) 取引の内容及び利用目的 (同左)</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左)</p> <p>ヘッジ方針 (同左)</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 (同左)</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 (同左)</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 (同左)</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制 (同左)</p> |

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 前事業年度末(平成20年3月31日)

| 区分 | 種類 | 契約額 (百万円) | 契約額のうち 1年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----------|------------------------------|--------------|------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引 | 株価指数先物取引 売建 | 2,691 | - | 2,787 | 96 |
| 市場取引以外の取引 | スワップ取引 短期変動金利受取・株価指数変化率支払 | 4,663 | - | 6 | 6 |
| 合計 | | 7,354 | - | 2,781 | 102 |

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引につきましては、期末の時価は取引所の最終の価格によっております。

スワップ取引につきましては、取引先金融機関から提示された価格によっております。

なお、スワップ取引の契約額は、想定元本に基づいて表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(2) 当事業年度末(平成21年3月31日)

該当事項はありません。

なお、為替予約取引及び株価指数先物取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用し

ておりますので注記の対象から除いております。

退職給付関係

| 前事業年度(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) | |
|--|---|
| 1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 | |
| 2. 退職給付債務に関する事項(平成20年 3月31日) | |
| イ. 退職給付債務 | 13,227百万円 |
| ロ. 年金資産 | 5,569 |
| ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ) | 7,657 |
| ニ. 会計基準変更時差異の未処理額 | |
| ホ. 未認識数理計算上の差異 | 2,037 |
| ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額) | 260 |
| ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ) | 5,359 |
| チ. 前払年金費用 | |
| リ. 退職給付引当金(ト-チ) | 5,359 |
| 3. 退職給付費用に関する事項(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日) | |
| イ. 勤務費用 | 529百万円 |
| ロ. 利息費用 | 262 |
| ハ. 期待運用収益 | 148 |
| ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額 | |
| ホ. 数理計算上の差異の費用処理額 | 243 |
| ヘ. 過去勤務債務の費用処理額 | 16 |
| ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ) | 904 |
| チ. その他(注) | 46 |
| 計 | 951 |
| (注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。 | |
| 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 | |
| イ. 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ロ. 割引率 | 2.1% |
| ハ. 期待運用収益率 | 2.5% |
| ニ. 過去勤務債務の額の処理年数 | 18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。) |
| ホ. 数理計算上の差異の処理年数 | (1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 適格退職年金に係るもの 18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。) |
| ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数 | 該当はありません。 |

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付型企業年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。

2. 退職給付債務に関する事項(平成21年3月31日)

| | |
|------------------------|-----------|
| イ. 退職給付債務 | 11,783百万円 |
| ロ. 年金資産 | 5,456 |
| ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ) | 6,327 |
| ニ. 会計基準変更時差異の未処理額 | |
| ホ. 未認識数理計算上の差異 | 2,400 |
| ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額) | 693 |
| ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ) | 4,620 |
| チ. 前払年金費用 | |
| リ. 退職給付引当金(ト-チ) | 4,620 |

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

| | |
|------------------------|--------|
| イ. 勤務費用 | 611百万円 |
| ロ. 利息費用 | 277 |
| ハ. 期待運用収益 | 139 |
| ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額 | |
| ホ. 数理計算上の差異の費用処理額 | 300 |
| ヘ. 過去勤務債務の費用処理額 | 3 |
| ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ) | 1,053 |
| チ. その他(注) | 70 |
| 計 | 1,124 |

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

| | |
|-------------------|---|
| イ. 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ロ. 割引率 | 2.1% |
| ハ. 期待運用収益率 | 2.5% |
| ニ. 過去勤務債務の額の処理年数 | 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。) |
| ホ. 数理計算上の差異の処理年数 | (1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。) |
| ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数 | 該当はありません。 |

(追加情報)

基準となる従業員の平均残存勤務期間が減少したことにより、過去勤務債務の額の処理年数および退職年金に係る数理計算上の差異の処理年数を18年から16年に変更しております。この変更に伴う影響額は軽微であります。

税効果会計関係

| 前事業年度末 (平成20年3月31日) | 当事業年度末 (平成21年3月31日) |
|--|--|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 |
| 繰延税金資産 | 繰延税金資産 |
| 百万円 | 百万円 |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 退職給付引当金 |
| 2,197 | 1,894 |
| 所有株式税務簿価通算差異 | 所有株式税務簿価通算差異 |
| 884 | 884 |
| ゴルフ会員権評価減 | 投資有価証券評価減 |
| 508 | 616 |
| 投資有価証券評価減 | ゴルフ会員権評価減 |
| 673 | 510 |
| 減価償却超過額 | 賞与引当金 |
| 273 | 442 |
| 子会社株式売却損 | 未払確定拠出年金掛金 |
| 196 | 328 |
| 賞与引当金損金算入限度超過額 | タックスヘイブン税制 |
| 709 | 271 |
| 事業税 | 減価償却超過額 |
| 350 | 262 |
| 時効後支払損引当金 | 子会社株式売却損 |
| 191 | 196 |
| 繰延ヘッジ損失 | 時効後支払損引当金 |
| 173 | 189 |
| その他 | その他 |
| 107 | 85 |
| 繰延税金資産計 | 繰延税金資産小計 |
| 6,266 | 5,682 |
| 繰延税金負債 | 評価性引当金 |
| 有価証券評価差額金 | 1,924 |
| 3,561 | 繰延税金資産計 |
| 繰延税金負債計 | 3,757 |
| 3,561 | 繰延税金負債 |
| 繰延税金資産(純額) | 繰延ヘッジ利益 |
| 2,705 | 173 |
| | 有価証券評価差額金 |
| | 1,448 |
| | 繰延税金負債計 |
| | 1,621 |
| | 繰延税金資産(純額) |
| | 2,136 |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |
| 法定実効税率 | 法定実効税率 |
| 41.0% | 41.0% |
| (調整) | (調整) |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 交際費等永久に損金に算入されない項目 |
| 1.4% | 0.6% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 |
| 3.6% | 7.0% |
| 住民税等均等割 | 住民税等均等割 |
| 0.0% | 0.0% |
| タックスヘイブン課税 | タックスヘイブン税制 |
| 4.7% | 0.1% |
| 外国税額控除 | 外国税額控除 |
| 1.1% | 5.9% |
| その他 | その他 |
| 0.9% | 16.2% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 |
| 43.3% | 44.1% |

関連当事者情報

前事業年度(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)

1. 親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引 金額 (百万円) | 科目 | 期末 残高 (百万円) |
|-----|----------------|--------|--------------|---------------|------------------------|------------|---------|-----------|-------------------|----|-------------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 182,799 | 持株会社 | (被所有) 直接 100% | 兼任 3人 | 資産の賃貸借等 | 資金の貸付(*1) | 57,000 | - | - |
| | | | | | | | | 資金の回収 | 71,000 | - | - |
| | | | | | | | | 貸付金利息の受入 | 33 | - | - |

2. 役員及び個人主要株主等
該当はありません。

3. 子会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引 金額 (百万円) | 科目 | 期末 残高 (百万円) |
|------|-------------|---------|--------------|---------------|------------------------|------------|------------|----------------------|-------------------|------|-------------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 関連会社 | 株式会社野村総合研究所 | 東京都千代田区 | 18,600 | 情報サービス業 | (所有) 直接 21.8% | なし | サービス・製品の購入 | 自社利用のソフトウェア開発の委託(*2) | 6,161 | 未払費用 | 74 |

4. 兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引 金額 (百万円) | 科目 | 期末 残高 (百万円) |
|-------------|----------------------------|---------|--------------|---------------|------------------------|------------|--|------------------------|-------------------|-------|-------------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社の 子会社 | 野村証券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000 | 証券業 | | 兼任 1人 | 当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3) | 41,864 | 未払手数料 | 4,990 |
| 親会社の 子会社 | 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社 | 東京都千代田区 | 400 | 投資顧問業 | | なし | 当社投資信託の運用委託 | 投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4) | 7,261 | 未払費用 | 1,949 |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受入れておりません。また、当事業年度中に全額返済されたため、期末残高はありません。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

なお、開示対象範囲に影響はありません。

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|----------------|--------|--------------|---------------|---------------------|-----------|-----------|---------------|-------|---------------|
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 321,764 | 持株会社 | (被所有) 直接 100% | 資産の賃貸借等 | 資金の借入(*1) | 228,500 | 短期借入金 | 12,000 |
| | | | | | | | 資金の返済 | 216,500 | | |
| | | | | | | | 借入金利息の支払 | 168 | 未払費用 | 1 |

(イ) 関連会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|------|-------------|---------|--------------|---------------|---------------------|------------|----------------------|---------------|------|---------------|
| 関連会社 | 株式会社野村総合研究所 | 東京都千代田区 | 18,600 | 情報サービス業 | (所有) 直接 22.3% | サービス・製品の購入 | 自社利用のソフトウェア開発の委託(*2) | 10,001 | 未払費用 | 79 |

(ウ) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|---------|------------|--------|--------------|---------------|--------------------|--|-----------------------|---------------|-------|---------------|
| 親会社の子会社 | 野村証券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000 | 証券業 | | 当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3) | 28,694 | 未払手数料 | 2,628 |

| | | | | | | | | | | |
|---------|--|-----------------|-----|-------|--|-----------------|--|-------|------|-------|
| 親会社の子会社 | 野村ファン ド・リサー チ・アンド ・テクノロ ジー株式会 社 | 東京都 千代田 区 | 400 | 投資顧問業 | | 当社投資信託 の運用委託 | 投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*4) | 4,926 | 未払費用 | 1,064 |
|---------|--|-----------------|-----|-------|--|-----------------|--|-------|------|-------|

(エ) 役員及び個人主要株主等
該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (* 1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - (* 2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
 - (* 3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
 - (* 4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所及び野村土地建物(株)であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

| | (百万円) | |
|----------|------------|-----------|
| | (株)野村総合研究所 | 野村土地建物(株) |
| 流動資産合計 | 106,717 | 1,407 |
| 固定資産合計 | 234,028 | 77,297 |
| 流動負債合計 | 76,798 | 7,947 |
| 固定負債合計 | 79,131 | 11,845 |
| 純資産合計 | 184,815 | 58,910 |
| 売上高 | 324,697 | 2,744 |
| 税引前当期純利益 | 38,648 | 2,947 |
| 当期純利益 | 20,583 | 2,564 |

1株当たり情報

| 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | | 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) | |
|---|------------|---|------------|
| 1株当たり純資産額 | 16,811円16銭 | 1株当たり純資産額 | 12,453円43銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 2,356円90銭 | 1株当たり当期純利益 | 1,285円61銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 | | 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 | |
| 損益計算書上の当期純利益 | 12,139百万円 | 損益計算書上の当期純利益 | 6,621百万円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 12,139百万円 | 普通株式に係る当期純利益 | 6,621百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 | | 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 | |
| 該当事項はありません。 | | 該当事項はありません。 | |
| 普通株式の期中平均株式数 | 5,150,693株 | 普通株式の期中平均株式数 | 5,150,693株 |

中間財務諸表

中間貸借対照表

| | | 平成21年9月30日現在 |
|----------|----------|--------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) |
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | | 561 |
| 金銭の信託 | | 39,406 |
| 有価証券 | | 3,200 |
| 短期貸付金 | | 519 |
| 未収委託者報酬 | | 10,926 |
| 未収収益 | | 3,015 |
| 繰延税金資産 | | 893 |
| その他 | | 239 |
| 貸倒引当金 | | 6 |
| 流動資産計 | | 58,755 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 2,136 |
| 無形固定資産 | | 12,282 |
| ソフトウェア | | 12,278 |
| その他 | | 3 |
| 投資その他の資産 | | 29,202 |
| 投資有価証券 | | 12,526 |
| 関係会社株式 | | 15,739 |
| 繰延税金資産 | | 220 |
| その他 | | 716 |
| 貸倒引当金 | | 0 |
| 固定資産計 | | 43,620 |
| 資産合計 | | 102,375 |

| | | 平成21年9月30日現在 |
|--------------|----------|--------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) |
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 関係会社短期借入金 | | 17,000 |
| 未払収益分配金 | | 4 |
| 未払償還金 | | 79 |
| 未払手数料 | | 4,823 |
| その他未払金 | 2 | 946 |
| 未払費用 | | 6,468 |
| 未払法人税等 | | 578 |
| 賞与引当金 | | 1,371 |
| その他 | | 137 |
| 流動負債計 | | 31,409 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | | 4,603 |
| 時効後支払損引当金 | | 463 |
| その他 | | 332 |
| 固定負債計 | | 5,399 |
| 負債合計 | | 36,808 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | 61,922 |
| 資本剰余金 | | 17,180 |
| 資本準備金 | | 11,729 |
| 利益剰余金 | | 11,729 |
| 利益準備金 | | 33,012 |
| その他利益剰余金 | | 685 |
| 別途積立金 | | 32,327 |
| 繰越利益剰余金 | | 24,606 |
| 評価・換算差額等 | | 7,721 |
| その他有価証券評価差額金 | | 3,644 |
| 繰延ヘッジ損益 | | 3,516 |
| | | 127 |
| 純資産合計 | | 65,567 |
| 負債・純資産合計 | | 102,375 |

中間損益計算書

| | | 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日 |
|--------------|----------|--------------------------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 36,849 |
| 運用受託報酬 | | 4,504 |
| その他営業収益 | | 32 |
| 営業収益計 | | 41,385 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | | 17,083 |
| 調査費 | | 9,487 |
| その他営業費用 | | 2,304 |
| 営業費用計 | | 28,875 |
| 一般管理費 | 1 | 11,875 |
| 営業利益 | | 634 |
| 営業外収益 | 2 | 4,058 |
| 営業外費用 | 3 | 133 |
| 経常利益 | | 4,559 |
| 特別利益 | 4 | 195 |
| 特別損失 | 5 | 35 |
| 税引前中間純利益 | | 4,719 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 890 |
| 法人税等調整額 | | 110 |
| 中間純利益 | | 3,718 |

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間

（単位：百万円）

| | 自 平成21年 4月 1日 |
|-----------------|---------------|
| | 至 平成21年 9月30日 |
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 前期末残高 | 17,180 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | - |
| 当中間期末残高 | 17,180 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | |
| 前期末残高 | 11,729 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | - |
| 当中間期末残高 | 11,729 |
| 資本剰余金合計 | |
| 前期末残高 | 11,729 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | - |
| 当中間期末残高 | 11,729 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | |
| 前期末残高 | 685 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | - |
| 当中間期末残高 | 685 |
| その他利益剰余金 | |
| 別途積立金 | |
| 前期末残高 | 24,606 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | - |
| 当中間期末残高 | 24,606 |
| 繰越利益剰余金 | |
| 前期末残高 | 7,608 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 3,605 |
| 中間純利益 | 3,718 |
| 当中間期変動額合計 | 112 |
| 当中間期末残高 | 7,721 |
| 利益剰余金合計 | |
| 前期末残高 | 32,900 |

| | |
|-----------------------|--------|
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 3,605 |
| 中間純利益 | 3,718 |
| 当中間期変動額合計 | 112 |
| 当中間期末残高 | 33,012 |
| 株主資本合計 | |
| 前期末残高 | 61,810 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 3,605 |
| 中間純利益 | 3,718 |
| 当中間期変動額合計 | 112 |
| 当中間期末残高 | 61,922 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 前期末残高 | 2,084 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 1,432 |
| 当中間期変動額合計 | 1,432 |
| 当中間期末残高 | 3,516 |
| 繰延ヘッジ損益 | |
| 前期末残高 | 249 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 121 |
| 当中間期変動額合計 | 121 |
| 当中間期末残高 | 127 |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 前期末残高 | 2,333 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 1,310 |
| 当中間期変動額合計 | 1,310 |
| 当中間期末残高 | 3,644 |
| 純資産合計 | |
| 前期末残高 | 64,143 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 3,605 |
| 中間純利益 | 3,718 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 1,310 |
| 当中間期変動額合計 | 1,423 |
| 当中間期末残高 | 65,567 |

[中間財務諸表作成の基本となる重要な事項]

| | 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日 |
|-------------------------|---|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>子会社株式及び関連会社株式... 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの... 移動平均法による原価法</p> |
| 2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 4 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> |
| 5 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> |
| 6 リース取引の処理方法 | <p>リース取引開始日が平成20年 4月 1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> |

| | 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日 |
|-------------|---|
| 7 ヘッジ会計の方法 | <p>(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券</p> <p>(3) ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p> |
| 8 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。 |
| 9 連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。 |

[注記事項]

中間貸借対照表関係

| 平成21年 9月30日現在 | |
|------------------|---|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,614百万円 |
| 2 消費税等の取扱い | 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。 |

中間損益計算書関係

| 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日 | |
|--------------------------------|----------|
| 1 減価償却実施額 | |
| 有形固定資産 | 360百万円 |
| 無形固定資産 | 1,765百万円 |
| 長期前払費用 | 3百万円 |
| 2 営業外収益のうち主要なもの | |
| 受取配当金 | 2,569百万円 |
| 金銭の信託運用益 | 1,364百万円 |
| 3 営業外費用のうち主要なもの | |
| 支払利息 | 54百万円 |
| 4 特別利益の内訳 | |
| 投資有価証券売却益 | 72百万円 |
| 株式報酬受入益 | 122百万円 |
| 5 特別損失の内訳 | |
| 投資有価証券売却損 | 23百万円 |
| 投資有価証券等評価損 | 0百万円 |
| 固定資産除却損 | 12百万円 |

中間株主資本等変動計算書関係

| 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日 | | | | | |
|--------------------------------|---------------------------------------|------------|-------------|----|------------|
| 1 発行済株式に関する事項 | | | | | |
| | 株式の種類 | 平成21年 3月 末 | 増加 | 減少 | 平成21年 9月 末 |
| | 普通株式 | 5,150,693株 | - | - | 5,150,693株 |
| 2 配当に関する事項 | | | | | |
| | 配当金支払額 | | | | |
| | 平成21年 5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。 | | | | |
| | ・ 普通株式の配当に関する事項 | | | | |
| | (1) 配当金の総額 | | 3,605百万円 | | |
| | (2) 1株当たり配当額 | | 700円 | | |
| | (3) 基準日 | | 平成21年 3月31日 | | |
| | (4) 効力発生日 | | 平成21年 6月 1日 | | |

リース取引関係

| 自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日 | |
|--|----------|
| 1 ファイナンス・リース取引 | |
| (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。 | |
| (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 | |
| 有形固定資産（器具備品） | |
| 取得価額相当額 | 1,330百万円 |
| 減価償却累計額相当額 | 1,076 |
| 中間期末残高相当額 | 254 |
| 未経過リース料中間期末残高相当額 | |
| 1年内 | 121百万円 |
| 1年超 | 141 |
| 合計 | 263 |
| 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 | |
| 支払リース料 | 116百万円 |
| 減価償却費相当額 | 108 |
| 支払利息相当額 | 4 |
| 減価償却費相当額の算定方法 | |
| リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 | |
| 利息相当額の算定方法 | |
| リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。 | |
| 2 オペレーティング・リース取引 | |
| 未経過リース料 | |
| 1年内 | 7百万円 |
| 1年超 | 5 |
| 合計 | 12 |

有価証券関係

当中間会計期間末(平成21年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの：該当事項はありません。

2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

| | 中間貸借対照表 計上額(百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|--------|---------------------|---------|---------|
| 関連会社株式 | 3,064 | 92,631 | 89,567 |
| 合計 | 3,064 | 92,631 | 89,567 |

3 その他有価証券で時価のあるもの

| 種類 | 取得原価 (百万円) | 中間貸借対照表 計上額(百万円) | 差額(百万円) |
|------------|---------------|---------------------|---------|
| (1) 株式 | 282 | 6,324 | 6,041 |
| (2) その他() | 5,328 | 5,247 | 81 |
| 合計 | 5,611 | 11,572 | 5,960 |

() 当中間会計期間末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は127百万円(税効果会計適用後)であり、貸借対照表に計上しております。

4 時価評価されていない主な有価証券(上記1及び2を除く)

| | 中間貸借対照表計上額(百万円) |
|-------------------|-----------------|
| (1) 子会社株式及び関連会社株式 | 12,675 |
| (2) その他有価証券 | |
| 譲渡性預金 | 3,200 |
| 非上場株式 | 954 |

(注) その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、中間会計期間末時価が取得価額より30%以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

デリバティブ取引関係

当中間会計期間末(平成21年9月30日)

該当事項はありません。

なお、為替予約取引及び株価指数先物取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用し

ておりますので注記の対象から除いております。

1 株当たり情報

| 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日 | |
|---|------------|
| 1株当たり純資産額 | 12,729円78銭 |
| 1株当たり中間純利益 | 721円90銭 |
| (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。 | |
| 2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 | |
| 中間純利益 | 3,718百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - |
| 普通株式に係る中間純利益 | 3,718百万円 |
| 期中平均株式数 | 5,150千株 |

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

| (a)名称 | (b)資本金の額 [*] | (c)事業の内容 |
|------------|-----------------------|--|
| 野村信託銀行株式会社 | 30,000百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。 |

*平成21年12月末現在

(2)販売会社

| (a)名称 | (b)資本金の額 [*] | (c)事業の内容 |
|----------|-----------------------|---------------------------------|
| 野村證券株式会社 | 10,000百万円 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

*平成21年12月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2)目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
- (3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの基本情報」等として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (4)目論見書の巻末に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (5)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (7)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (8)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレスをコード化した図形等も含む)も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高尾幸治指定社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月30日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月19日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・ジャパン・バリュース・オープン（野村SMA向け）の平成19年12月26日から平成20年12月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・ジャパン・バリュース・オープン（野村SMA向け）の平成20年12月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前計算期間の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年2月19日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・ジャパン・バリュース・オープン（野村SMA向け）の平成20年12月26日から平成21年12月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・ジャパン・バリュース・オープン（野村SMA向け）の平成21年12月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)